

# 都城市教育振興基本計画（改定版）

（令和4年度～令和8年度）



令和4年7月  
都城市教育委員会



## はじめに

教育委員会では、平成 29 年 4 月に都城市教育振興基本計画（H29～R8）を策定し、本市の教育がめざすまちの姿「文化と歴史のかおる 文教のまち 都城」を実現するため、様々な教育施策に取り組んでまいりました。

主な取組として、小・中学校図書館サポーター及びALTの増員、1人1台端末の導入などが挙げられ、本計画に掲げた施策の推進が図られたものと考えております。

しかしながら、グローバル化や急速な技術革新、高度情報化の進展などにより、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想など様々な教育改革が行われています。これからの社会の変化が激しく予測が困難な時代の中で、子どもたちには変化を前向きに受け止め、主体的に学び、判断し、行動する力を身に付けることが求められています。

今般、都城市教育振興基本計画が策定されて5年を経過したことから、近年の社会情勢の変化やこれまでの取組成果を踏まえ、今後5年間の施策の方向性を示すため、「都城市教育振興基本計画（改定版）」を策定いたしました。

本計画では、教育施策の着実な実現に向け、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、様々な施策を展開していくこととしています。

本市では、平成 25 年度から地域住民や保護者が学校づくりに参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に取り組み、大変ありがたいことに、市民協働で子どもたちの成長を見守り、支える土壌ができています。子どもの教育を進める上で、これほど心強いことはありません。

教育委員会としましては、より一層の教育の推進に努めてまいりますので、市民の皆様には、引き続き、お力添えをいただけますと幸いです。

最後になりましたが、本計画の改定に当たり、御協力をいただきました多くの皆様から感謝申し上げます。

令和 4 年 7 月

都城市教育委員会  
教育長 児玉 晴男

# 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 目次                      | 2  |
| 第1章 計画の概要               | 6  |
| 1 計画（改定版）策定の趣旨          | 6  |
| 2 計画（改定版）の位置付け          | 6  |
| 3 計画（改定版）の期間            | 6  |
| 4 計画（改定版）の範囲            | 6  |
| 第2章 計画策定の背景             | 8  |
| 1 本市の教育がめざすまちの姿         | 8  |
| 2 本市の教育がめざす人の姿          | 8  |
| 3 施策の方向性                | 8  |
| 4 社会情勢や教育環境の変化          | 9  |
| 5 施策の体系                 | 10 |
| 資料 第2期都城市教育大綱（令和3年4月策定） | 12 |
| 第3章 本市における教育の現状と課題      | 14 |
| 1 学校教育について              | 14 |
| (1) 就学前教育・保育施設について      | 14 |
| (2) 公立幼稚園について           | 15 |
| (3) 就学前教育・保育との連携・接続     | 16 |
| (4) 設置している学校の状況         | 16 |
| (5) 学力の状況               | 17 |
| (6) 将来の職業や生き方に関する意識     | 18 |
| (7) 生徒指導の状況             | 18 |
| (8) 道徳心や規範意識            | 19 |
| (9) 体力の状況               | 20 |
| (10) 障がいのある子どもへの対応      | 21 |
| (11) グローバルな人材の育成        | 21 |
| (12) ふるさと教育の推進          | 22 |
| (13) 教職員への期待            | 22 |
| (14) 地域とともにある学校づくり      | 23 |
| (15) 学校施設の状況            | 24 |
| (16) 防災教育の状況            | 25 |
| (17) 学校給食、食育の状況         | 25 |
| 2 家庭や地域の教育力について         | 27 |
| (1) 家庭や地域の教育力           | 27 |

|   |           |
|---|-----------|
| (2) 学びのセーフティーネットの構築.....                        | 27        |
| (3) 放課後の子どもの居場所づくり .....                        | 28        |
| (4) 人権学習・人権啓発について.....                          | 29        |
| 3 生涯学習や文化活動について.....                            | 29        |
| (1) 生涯学習・社会教育 .....                             | 29        |
| (2) 図書に親しむ環境づくり .....                           | 31        |
| (3) 芸術文化の振興.....                                | 32        |
| (4) 歴史と地域文化資源の継承 .....                          | 35        |
| 第4章 本市が取り組む教育施策 .....                           | 37        |
| <b>施策の方向性1 子どもの学力を伸ばします。.....</b>               | <b>37</b> |
| 施策1 確かな学力を育む教育の推進.....                          | 37        |
| (1) 保育所・幼稚園・認定こども園との連携推進 .....                  | 37        |
| (2) 学力調査等の実施・分析.....                            | 37        |
| (3) 学校支援の充実.....                                | 37        |
| (4) 学びのセーフティーネットの構築.....                        | 37        |
| 施策2 G I G Aスクール構想の推進.....                       | 38        |
| (1) 学校におけるG I G Aスクール構想の推進 .....                | 38        |
| (2) I C Tを活用した効果的な学習体制づくり .....                 | 39        |
| (3) I C Tを活用した効果的な指導体制づくり .....                 | 40        |
| 施策3 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進.....                  | 41        |
| (1) 就学前から中学校卒業までの一貫した特別支援体制の充実.....             | 41        |
| (2) 特別支援学級、通常の学級における指導の充実.....                  | 42        |
| 施策4 教職員の資質向上.....                               | 43        |
| (1) 小中一貫教育の推進 .....                             | 43        |
| (2) 教職員が能力を発揮できる持続可能な学習指導体制の構築.....             | 44        |
| 施策5 学校安全の充実.....                                | 45        |
| (1) 安全・安心な学校施設の整備.....                          | 45        |
| (2) 実践的な安全教育と防災教育の推進 .....                      | 46        |
| (3) 実践的な環境教育の推進.....                            | 46        |
| (4) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の影響を踏まえた教育活動の推進..... | 47        |
| 施策6 学校規模の適正化及び小規模校の振興 .....                     | 47        |
| (1) 学校規模の適正化及び小規模校の振興 .....                     | 47        |
| <b>施策の方向性2 子どもの社会を生き抜く力を伸ばします。.....</b>         | <b>49</b> |
| 施策1 キャリア教育の推進 .....                             | 49        |
| (1) 学校におけるキャリア教育の推進.....                        | 49        |
| 施策2 家庭や地域の教育力の向上 .....                          | 49        |

|  |           |
|--|-----------|
| (1) 家庭の教育力向上に向けた取組の充実 .....                          | 49        |
| (2) 地域の教育力向上に向けた取組の充実 .....                          | 50        |
| (3) 市民の教育活動への参画の充実 .....                             | 50        |
| (4) 放課後子ども教室の環境整備 .....                              | 51        |
| 施策3 豊かな心を育む教育の推進 .....                               | 51        |
| (1) いじめ・不登校・非行の未然防止 .....                            | 51        |
| (2) 道徳教育の充実 .....                                    | 52        |
| (3) 人権教育の充実 .....                                    | 52        |
| (4) 人権が尊重される社会をめざす教育の推進 .....                        | 53        |
| (5) 体験活動の充実 .....                                    | 53        |
| (6) 文化・芸術活動の充実 .....                                 | 53        |
| 施策4 健やかな体を育む教育の推進 .....                              | 55        |
| (1) 体力向上に向けた取組の推進 .....                              | 55        |
| (2) 学校保健活動の充実 .....                                  | 55        |
| (3) 食育の推進 .....                                      | 55        |
| 施策5 健やかな心身を育む学校給食の充実 .....                           | 56        |
| (1) 安全・安心な学校給食の安定的な提供 .....                          | 56        |
| (2) 学校給食の献立内容の充実 .....                               | 57        |
| (3) 学校給食を活用した食育の推進 .....                             | 57        |
| <b>施策の方向性3 愛郷心のある子ども及び世界に羽ばたくグローバルな子どもを育みます。 ...</b> | <b>59</b> |
| 施策1 ふるさとに学び、誇りや愛郷心を育む教育の推進 .....                     | 59        |
| (1) 学校における「ふるさと教育」の充実 .....                          | 59        |
| (2) 地域における「ふるさと教育」の充実 .....                          | 59        |
| 施策2 グローバルな視野を持ち、世界で活躍するための教育の推進 .....                | 60        |
| (1) グローバル化に対応した教育の推進 .....                           | 60        |
| <b>施策の方向性4 誰もが意欲を持って学べる環境を創ります。 .....</b>            | <b>63</b> |
| 施策1 生涯学習・社会教育の振興 .....                               | 63        |
| (1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の機会と施設機能の充実 .....               | 63        |
| (2) 社会教育の充実 .....                                    | 64        |
| 施策2 生きる力を育む読書活動の推進 .....                             | 64        |
| (1) 学校における読書活動の推進 .....                              | 64        |
| (2) 市立図書館における読書活動の推進 .....                           | 65        |
| <b>施策の方向性5 芸術文化の振興及び歴史と地域文化資源の継承を図ります。 .....</b>     | <b>66</b> |
| 施策1 芸術文化の振興 .....                                    | 66        |
| (1) 作品鑑賞の機会の提供 .....                                 | 66        |
| (2) 美術に関する資料の収集・調査研究 .....                           | 66        |

|  |           |
|--|-----------|
| (3) 人材育成及び芸術文化の交流の推進 .....                         | 66        |
| (4) 美術館収蔵品の充実や適正な保存 .....                          | 67        |
| 施策2 歴史と地域文化資源の保存・継承・活用 .....                       | 68        |
| (1) 学びの機会の提供 .....                                 | 68        |
| (2) 歴史・文化に関する資料の収集・調査研究 .....                      | 69        |
| (3) 歴史や文化遺産の保護・保存・活用 .....                         | 69        |
| <b>施策の方向性6 コミュニティ・スクールの推進を図るとともに関係機関との連携を深めます。</b> | <b>71</b> |
| 施策1 地域とともにある学校づくりの推進 .....                         | 71        |
| (1) 学校からの情報提供等の工夫・充実 .....                         | 71        |
| (2) 学校運営協議会の取組の充実 .....                            | 71        |
| 施策2 家庭・学校・地域コミュニティ・高等教育機関が一体となって取り組む教育の推進 .....    | 73        |
| (1) 教育に関する市民意識の醸成 .....                            | 73        |
| (2) 地域コミュニティとの連携 .....                             | 73        |
| (3) 高等教育機関との連携 .....                               | 73        |
| 第5章 計画の推進 .....                                    | 75        |
| 1 計画の推進体制 .....                                    | 75        |
| 2 計画の進行管理 .....                                    | 75        |

# 第1章 計画の概要

## 1 計画（改定版）策定の趣旨

本市では、平成29年4月に策定した都城市教育振興基本計画に沿って、これまで様々な教育施策を推進してきました。本計画は令和8年度までの10年間の計画ですが、国の教育振興基本計画の内容などを踏まえ、5年ごとの見直しを基本に、必要に応じて見直すことにしております。

それを受けて、令和3年度で計画期間の5年目を経過したことから、教育分野において引き続き取り組むべき課題や、近年の社会情勢や教育環境の変化により生じた新たな課題に対応していくために、今回、都城市教育振興基本計画（改定版）（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画（改定版）の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けるとともに、「都城市総合計画総合戦略」の教育分野の個別計画として位置付けます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「第2期都城市教育大綱」と整合性を図りながら策定しました。

| H29年度                           | H30年度 | R1年度 | R2年度                      | R3年度                  | R4年度 | R5年度                        | R6年度 | R7年度   | R8年度 | R9年度 |  |
|---------------------------------|-------|------|---------------------------|-----------------------|------|-----------------------------|------|--------|------|------|--|
| 第2次都城市総合計画総合戦略<br>(H30～R3)      |       |      | 第2次都城市総合計画総合戦略<br>(R4～R7) |                       |      |                             |      |        |      |      |  |
| 都城市教育大綱<br>(H29～R2)             |       |      |                           | 第2期都城市教育大綱<br>(R3～R6) |      |                             |      | 第3期・・・ |      |      |  |
| 都城市教育振興基本計画<br>(H29～R8) 5年毎に見直し |       |      |                           |                       |      | 都城市教育振興基本計画（改定版）<br>(R4～R8) |      |        |      |      |  |
| 【参考】第3期国教育振興基本計画                |       |      |                           |                       |      |                             |      |        |      |      |  |
| 【参考】県教育振興基本計画                   |       |      |                           |                       |      |                             |      |        |      |      |  |

## 3 計画（改定版）の期間

本計画の期間は、令和4年7月から令和8年度までの5年間です。

## 4 計画（改定版）の範囲

本計画の範囲は、教育委員会の権限に属する「学校教育」、「生涯学習」、「社会教育」



及び「文化芸術」に関する施策を対象とします。

なお、本計画の施策を推進するに当たり、市長部局との連携についても更に強化します。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 本市の教育がめざすまちの姿

文化と歴史のかおる 文教のまち 都城

### 2 本市の教育がめざす人の姿

本市においては、市民みんなで、より良き社会を構築するために、一人一人が学びについて考え、理解と関心を高める原点の日として、2月18日を「都城教育の日」と決めました。

「都城教育の日」の宣言において掲げた目標を本市の教育がめざす人の姿とします。

「都城教育の日」宣言（平成28年2月制定）

- わたくしたちは、常に学び、  
都城の明日を担う「人財」をめざします。
- わたくしたちは、自分を振り返り、学び合い、認め合い、助け合い、  
平和で豊かなまちをつくります。
- わたくしたちは、家庭で、学校で、地域で、  
自分を見つめ、自分でできることを考え、行動します。
- わたくしたちは、郷土の歴史を学び、  
郷土を愛し、誇りを持てる人となる努力をします。

### 3 施策の方向性

本市の教育がめざす姿の実現に向けて、第2期都城市教育大綱（令和3年4月策定）の施策の方向性に準拠し、推進します。

- 施策の方向性1 子どもの学力を伸ばします。
- 施策の方向性2 子どもの社会を生き抜く力を伸ばします。
- 施策の方向性3 愛郷心のある子ども及び世界に羽ばたくグローバルな子どもを育みます。
- 施策の方向性4 誰もが意欲を持って学べる環境を創ります。
- 施策の方向性5 芸術文化の振興及び歴史と地域文化資源の継承を図ります。
- 施策の方向性6 コミュニティ・スクールの推進を図るとともに関係機関との連携を深めます。

## 4 社会情勢や教育環境の変化

本計画を策定するに当たり、次の 5 つの教育をめぐる社会情勢や教育環境の変化を見据えながら策定します。

### ①超スマート社会（Society5.0）<sup>1</sup>時代に向けた学習

超スマート社会（Society5.0）を豊かに生きるためには、進歩し続ける技術を使いこなす力を身に付けるとともに、感性や創造性といった人間ならではの能力を育むことが求められています。

### ②人生 100 年時代<sup>2</sup>における多様な生涯学習の提供

人口減少や少子高齢化が進行していく一方で、医学の進歩や生活水準の向上等により人生 100 年時代の到来が予測されています。生涯にわたって自ら学習し自己の能力を高め、地域や社会の課題解決のための活動につなげていく機会の充実が求められています。

### ③新しい時代の教育に向けた持続可能な学習体制の整備

これからの学校には、一人一人の児童生徒が「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることが求められています。

また、持続可能な学習環境を構築するため、統合型校務支援システムの導入や専門スタッフの配置などによる教職員の労働環境についても改善が求められています。

### ④GIGA スクール構想の推進

児童生徒が学習状況や習熟度に応じて学習できるよう、1 人 1 台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善が求められています。

### ⑤新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策や、ポストコロナ時代を見据えた学習の提供

新型コロナウイルス感染症については、社会全体が長期的な対応が求められる状況となっており、3密の回避、手洗い・うがいの徹底、マスクの常時着用等について常に気をつけながら、コロナとともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子どもの健やかな学びを保障することが求められています。

<sup>1</sup>超スマート社会（Society5.0）：①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く新たな社会を指し、第 5 期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。そこで実現される社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されて新たな価値が生み出され、人工知能（AI）やロボットなどの技術により、少子高齢化や地方の過疎、貧富の格差など、様々な課題や困難が克服されるとされている。

<sup>2</sup>人生 100 年時代：長寿命化によって人生が 100 年という長い期間になるという考え方。

## 5 施策の体系

### 施策の方向性1 子どもの学力を伸ばします。

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 施策1 確かな学力を育む教育の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所・幼稚園・認定こども園との連携推進</li> <li>(2) 学力調査等の実施・分析</li> <li>(3) 学校支援の充実</li> <li>(4) 学びのセーフティネットの構築</li> </ul>                 |
| 施策2 GIGAスクール構想の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校におけるGIGAスクール構想の推進</li> <li>(2) ICTを活用した効果的な学習体制づくり</li> <li>(3) ICTを活用した効果的な指導体制づくり</li> </ul>                          |
| 施策3 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 就学前から中学校卒業までの一貫した特別支援体制の充実</li> <li>(2) 特別支援学級、通常の学級における指導の充実</li> </ul>  |
| 施策4 教職員の資質向上              | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小中一貫教育の推進</li> <li>(2) 教職員が能力を発揮できる持続可能な学習指導体制の構築</li> </ul>  |
| 施策5 学校安全の充実               | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全・安心な学校施設の整備</li> <li>(2) 実践的な安全教育と防災教育の推進</li> <li>(3) 実践的な環境教育の推進</li> <li>(4) 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた教育活動の推進</li> </ul> |
| 施策6 学校規模の適正化及び小規模校の振興     | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校規模の適正化及び小規模校の振興</li> </ul>  |

### 施策の方向性2 子どもの社会を生き抜く力を伸ばします。

|                  |   |
|------------------|---|
| 施策1 キャリア教育の推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校におけるキャリア教育の推進</li> </ul>   |
| 施策2 家庭や地域の教育力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭の教育力向上に向けた取組の充実</li> <li>(2) 地域の教育力向上に向けた取組の充実</li> <li>(3) 市民の教育活動への参画の充実</li> <li>(4) 放課後子ども教室の環境整備</li> </ul>                                 |
| 施策3 豊かな心を育む教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) いじめ・不登校・非行の未然防止</li> <li>(2) 道徳教育の充実</li> <li>(3) 人権教育の充実</li> <li>(4) 人権が尊重される社会をめざす教育の推進</li> <li>(5) 体験活動の充実</li> <li>(6) 文化・芸術活動の充実</li> </ul> |

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 施策4 健やかな体を育む教育の推進 | (1) 体力向上に向けた取組の推進 |
|                   | (2) 学校保健活動の充実     |
|                   | (3) 食育の推進         |

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 施策5 健やかな心身を育む学校給食の充実 | (1) 安全・安心な学校給食の安定的な提供 |
|                      | (2) 学校給食の献立内容の充実      |
|                      | (3) 学校給食を活用した食育の推進    |

**施策の方向性3 愛郷心のある子ども及び世界に羽ばたくグローバルな子どもを育みます。**

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| 施策1 ふるさとに学び、誇りや愛郷心を育む教育の推進 | (1) 学校における「ふるさと教育」の充実 |
|                            | (2) 地域における「ふるさと教育」の充実 |

|                                 |                      |
|---------------------------------|----------------------|
| 施策2 グローバルな視野を持ち、世界で活躍するための教育の推進 | (1) グローバル化に対応した教育の推進 |
|---------------------------------|----------------------|

**施策の方向性4 誰もが意欲を持って学べる環境を創ります。**

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 施策1 生涯学習・社会教育の振興 | (1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の機会と施設機能の充実 |
|                  | (2) 社会教育の充実                      |

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| 施策2 生きる力を育む読書活動の推進 | (1) 学校における読書活動の推進    |
|                    | (2) 市立図書館における読書活動の推進 |

**施策の方向性5 芸術文化の振興及び歴史と地域文化資源の継承を図ります。**

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 施策1 芸術文化の振興 | (1) 作品鑑賞の機会の提供       |
|             | (2) 美術に関する資料の収集・調査研究 |
|             | (3) 人材育成及び芸術文化の交流の推進 |
|             | (4) 美術館収蔵品の充実や適正な保存  |

|                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| 施策2 歴史と地域文化資源の保存・継承・活用 | (1) 学びの機会の提供            |
|                        | (2) 歴史・文化に関する資料の収集・調査研究 |
|                        | (3) 歴史や文化遺産の保護・保存・活用    |

**施策の方向性6 コミュニティ・スクールの推進を図るとともに関係機関との連携を深めます。**

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 施策1 地域とともにある学校づくりの推進 | (1) 学校からの情報提供等の工夫・充実 |
|                      | (2) 学校運営協議会の取組の充実    |

|   |                   |
|---|-------------------|
| 施策2 家庭・学校・地域コミュニティ・高等教育機関が一体となって取り組む教育の推進 | (1) 教育に関する市民意識の醸成 |
|   | (2) 地域コミュニティとの連携  |
|   | (3) 高等教育機関との連携    |

### 施策の方向性1 子どもの学力を伸ばします。

全国学力調査等の結果の数値的な根拠に基づく分析を進めます。また、小中一貫教育の推進等を通して授業の工夫改善や実践的な校内研究の実施に努め、教員一人一人の指導力の向上を図ります。さらに、ICTの効果的な利活用及び学習・指導環境の整備に取り組むとともに、家庭及び地域と連携して子どもの学力を確実に伸ばします。

なお、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なステージと認識し、教育・保育環境の整備を図り、多様な保育サービスの充実に努めます。

### 施策の方向性2 子どもの社会を生き抜く力を伸ばします。

科学技術の劇的な進歩などの多様で変化の激しい社会の中で、夢と志を持ち、自ら学び、考え、行動する力を育みます。また、豊かな心を育むとともに、適切な食事と運動によって得られる健やかな体を持つ子どもを育成します。このことにより、社会の変化や課題に対応し、協働で乗り越えていく力を養い、困難に立ち向かう主体的・能動的な人間力豊かな人を育みます。

また、子どもの社会的・職業的自立を目指して、学校における縦の連携に加えて、学校・家庭・企業等の地域社会との横の連携も強化し、キャリア発達を促す教育の充実に努めます。

### 施策の方向性3 子どもの愛郷心を育みます。

郷土教育を推進し、長年にわたって伝承されてきた祭りや地域の伝統文化について理解を深め、主体的に参加することにより、歴史の息づくふるさと都城を生涯誇りに思う心を育み、地域社会を牽引していく力を醸成します。

### 施策の方向性4 世界に羽ばたくグローバルな子どもを育みます。

語学教育や国際交流を積極的に進め、世界に羽ばたくグローバルな子どもや新たな価値を創造する子どもを育む教育を推進し、まちづくりの基本となる人づくりに繋がります。

### 施策の方向性5 誰もが意欲を持って学べる環境を創ります。

誰もが常に学び、あるいは学び直す機会を充実します。また、少子化・核家族化の進展に伴って生じている、子どもや保護者を取り巻く深刻かつ緊急性のある課題に対応します。

いつでも、どこでも、誰でも、何度でも学習できる生涯学習の機会提供に取り組むとともに、本市の知の拠点としての図書館を活用し、誰もが本に親しみ、意欲を持って学べる環境を創ります。

### **施策の方向性6 スポーツと芸術文化の振興に努めます。**

誰もがそれぞれの体力や年齢に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進するとともに、国内外の競技力の高い選手を身近に感じる環境づくりを進めます。

市民団体等との連携をより一層進め、市民が優れた芸術文化に触れ、自ら芸術文化を創造し発信する機会を増やすことにより、文化の薫るまちを目指します。

### **施策の方向性7 歴史と地域文化資源を継承します。**

地域の歴史を伝える数多くの有形・無形の文化財や伝統文化を継承していくためには、市民の認知度を上げ、より身近なものとして感じられることが必要です。

文化財を良好な状態で保存するとともに、市民が文化財や伝統文化に触れる機会の創出、情報の提供などを通じ、担い手の育成や保存・継承の機運を高めていきます。

### **施策の方向性8 コミュニティ・スクールの推進を図ります。**

市内の全ての小・中学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実を図り、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域を挙げて子どもの健全な成長を促すことにより、学びの共同体の仕組みをつくります。

### **施策の方向性9 高等教育機関との連携を高めます。**

大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより一層進め、それらの人材育成機能を活用し、多様な教育の場を創出します。また、高等教育機関の持つ技術や知見を地域社会の活力度向上に活かします。

### **施策の方向性10 地域コミュニティの連携力・協働力を高めます。**

人口減少に進む社会において、地域の伝統を守り、コミュニティの活力を維持するために、まちづくり協議会やNPO法人などの多様な市民団体等が、より一層自立的、主体的に連携することにより、協働できる社会づくりを進めます。

## 第3章 本市における教育の現状と課題

### 1 学校教育について

#### (1) 就学前教育・保育施設について

核家族化、少子高齢化が進む中、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成27年度から子ども・子育て支援新制度を開始しました。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充及び質の向上を目指すとともに、子ども・子育て支援を社会全体で支えることをその目的としており、市町村はサービス提供量の確保及び質の向上に向けた取組を計画的に進めていく必要があります。

また、令和元年10月には、幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策などの観点から幼児教育・保育の無償化制度がスタートしています。

令和3年4月1日現在、公立保育所7園、私立保育園24園、小規模保育事業所<sup>3</sup>7箇所、公立幼稚園3園、私立幼稚園3園、認定こども園<sup>4</sup>44園があり、待機児童は発生していないものの、希望する保育所等に入所できずに入所を保留する空き待ち児童<sup>5</sup>が一定数存在している状況です。

就学前の子どもの健全な心身の発達のため、福祉行政機関との連携を密にしながら、子どもを安心して育てられる教育・保育施設の充実を図ることが必要です。

#### 【幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯】

|            |   |
|------------|---|
| 平成26年度～    | 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施                           |
| 平成29年12月8日 | 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）                            |
| 平成30年5月31日 | 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ） |
| 平成30年6月15日 | 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）                      |
| 令和元年5月10日  | 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立                         |

【参考：内閣府 幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等説明会資料1】

<sup>3</sup>小規模保育事業所：子ども・子育て支援新制度において新たに市町村の認可事業となった地域型保育事業の一つで、0～2歳を保育する定員19人以下の事業所。

<sup>4</sup>認定こども園：保護者の就労の有無・形態等にかかわらず、就学前の子どもの対象に教育及び保育を一体的に提供し、さらに地域における子育て支援を実施する機能を備える施設として、都道府県知事が認可・認定した施設。

<sup>5</sup>空き待ち児童：市内の保育所等に空きがあるため、待機児童にはあたらないが、希望する保育所等に入所できずに入所を保留している児童。



【教育・保育施設の施設数及び利用児童数】

(単位：施設、人)

| 区分  | 保育所 |       | 小規模保<br>育事業所 | 幼稚園 |     | 認定<br>こども園 | 合計    |
|-----|-----|-------|--------------|-----|-----|------------|-------|
|     | 公立  | 私立    |              | 公立  | 私立  |            |       |
| 施設数 | 13  | 35    | 1            | 3   | 5   | 28         | 85    |
| 児童数 | 418 | 2,554 | 13           | 59  | 577 | 3,079      | 6,700 |

(資料：保育課 H28. 4. 1 現在)



(単位：施設、人)

| 区分  | 保育所 |       | 小規模保<br>育事業所 | 幼稚園 |     | 認定<br>こども園 | 合計    |
|-----|-----|-------|--------------|-----|-----|------------|-------|
|     | 公立  | 私立    |              | 公立  | 私立  |            |       |
| 施設数 | 7   | 24    | 7            | 3   | 3   | 44         | 88    |
| 児童数 | 235 | 1,577 | 120          | 32  | 206 | 4,237      | 6,407 |

(資料：保育課 R3. 4. 1 現在)

**(2) 公立幼稚園について**

本市の幼稚園のうち、公立幼稚園は昭和 47 年に石山幼稚園、昭和 49 年に有水幼稚園、昭和 51 年に高城幼稚園が、いずれも小学校に併設される形で開園しました。

これらは、併設する小学校長が園長を兼ね、卒園後もほとんどの園児が併設の小学校に入学し、幼小一貫教育の「幼」を担うための機能に特化した幼稚園です。

園児は、小学生と同じ学校給食をとり、様々な学校行事へ参加して上級生との交流を通して学びを深めることもできます。

運動会においては、石山幼稚園が幼小合同運動会を行っています。練習から当日の運動会まで一緒に取り組むことによって、小学生は上級生としての自覚が芽生えるなど、異学年との交流の成果も報告されています。

このような公立幼稚園の取組は、就学前に小学校に慣れることができるため、保護者の不安の解消につながり、支持される結果となっています。これら公立幼稚園の取組は、就学前教育のモデル的なものとなっていますが、少子化により園児数が少なく集団教育・保育の維持が難しいという課題もあることから、有水地区においては、保護者や地域住民のニーズを汲み取り、令和 4 年 4 月、有水幼稚園と有水保育所を統合し、認定こども園を設置しました。

### (3) 就学前教育・保育との連携・接続

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、「生きる力」の基礎の育成につながります。

就学前の各教育・保育施設においては、施設の種類に応じてそれぞれ、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、教育・保育を行っています。このうち、満3歳以上の子どもの教育・保育に関しては、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「教育・保育のねらい及び内容」について、幼稚園教育要領との整合性が図られています。

就学前教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図るためには、教育・保育施設と小学校が相互に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿<sup>6</sup>」を共有し、連携を図っていく必要があります。

併せて、就学時健診及び就学相談の活用や保育所児童保育要録等の送付を通じて、子どもの支援の在り方についての確実な引継を実施することが重要です。

### (4) 設置している学校の状況

本市には、市立小学校38校、市立中学校19校のほか、県立中学校が1校あります。

過去5年間の児童生徒数には大きな変化はありませんが、国の規定する1学校当たりの標準学級数12学級以上18学級以下については、令和3年度は12学級を下回る本市公立小・中学校数が小学校で約63%、中学校で約68%というような状況です。小規模校が多く、複式学級を有する学校もあります。

今後は、学校規模等適正審議委員会等での審議を通して、小規模校の在り方について保護者や地域住民等の要望等に配慮しながら検討していくことが必要です。

#### 【都城市立小・中学校児童生徒数の推移】

(単位：人)

| 区分  | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 9,422  | 9,561  | 9,625  | 9,508  | 9,443  | 9,335  |
| 中学校 | 4,623  | 4,528  | 4,413  | 4,437  | 4,520  | 4,618  |
| 合計  | 14,045 | 14,089 | 14,038 | 13,945 | 13,963 | 13,953 |

(資料：公立小・中学校の学級編成状況報告書 毎年5.1現在)

<sup>6</sup>幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿：幼児期の終わり、すなわち小学校入学までに育ててほしい姿や能力の目安を示したもの。①健康な心と体②自立心③協同性④道徳性・規範意識の芽生え⑤社会生活との関わり⑥思考力の芽生え⑦自然との関わり・生命尊重⑧量・図形、文字等への関心・感覚⑨言葉による伝え合い⑩豊かな感性と表現

## 【学級数規模別都城市立小・中学校数】

| 区 分             | (単位：校) |     | (単位：校) |     |
|-----------------|--------|-----|--------|-----|
|                 | 小学校    | 中学校 | 小学校    | 中学校 |
| 標準学級数未満の学校      | 24     | 14  | 24     | 13  |
| 標準学級数（12～18）の学校 | 7      | 4   | 7      | 3   |
| 標準学級数を超える学校     | 7      | 1   | 7      | 3   |
| 合 計             | 38     | 19  | 38     | 19  |

(資料：学校教育課) H28. 5. 1現在

R3. 5. 1現在

## (5) 学力の状況

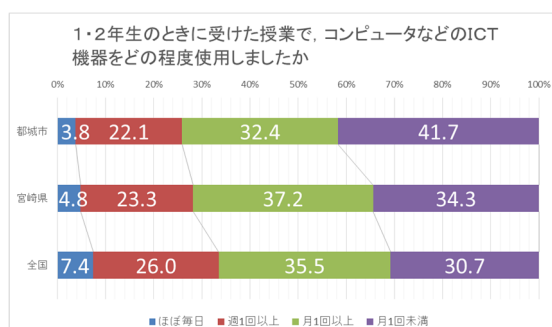
|     | 教科 | 調査結果概要 ○全国平均以上 ▲全国平均以下 (評価の観点)  |
|-----|----|---|
| 小学校 | 国語 | ○ 文の中における主語と述語の関係を捉える問題 (知識・技能)<br>▲ 文章全体の構成を捉え、内容の中心となる事柄を把握する問題 (思考・判断・表現)              |
|     | 算数 | ○ 三角形の面積の求め方について答える問題 (知識・技能)<br>▲ 複数のデータを比較し、示された特徴をもった項目とその割合を記述できる問題 (思考・判断・表現)        |
| 中学校 | 国語 | ○ 相手や場に応じて敬語を適切に使う問題 (言語について知識・理解・技能)<br>▲ 話合いの話題や方向を捉えて、話す内容を考える問題 (話す・聞く能力)             |
|     | 数学 | ○ 整式の加法と減法の計算ができる問題 (数学的な技能)<br>▲ 平行四辺形になるための条件を用いて、四角形が平行四辺形になることの理由を説明する問題 (数学的な見方や考え方) |

(資料：令和3年度全国学力・学習状況調査)

小・中学校とともに知識・技能の習得に関する問題については、全国平均を上回っている傾向にあります。理解していること・できることをどう使うか、また、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成することが必要です。

そのため、各小・中学校においては、中学校区の小・中学校の全教職員が、学力の実態を分析し、中学3年生時に生徒が巣立つときの姿を共有した上で、義務教育9か年を見通した主体的な授業改善及び学力向上研究を継続しています。

また、児童生徒の実態把握・分析を基にした効果的な指導体制を整えるために、これまで、少人数指導の充実や大型デジタルテレビ、パソコン、書画カメラなどのICT<sup>7</sup>環境の整備を進めました。しかしながら、令和3年度全国学力・学習状況調査報告書によると、本市の中学3年生は1・2年生のときに受けた授業で、コンピューターなどのICT機器



(資料：令和3年度全国学力・学習状況調査報告書)

をどの程度使用したかという質問に、週1回以上と答えた生徒が25.9%となっており、県・

<sup>7</sup>ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信機器（パソコン、電子黒板、実物投影機など。）

国平均より低い値となっております。「G I G Aスクール構想<sup>8</sup>の実現」に向け、児童生徒1人1台端末と高速通信環境の整備を行いましたので、今後は、これまで導入したICT機器の効果的な活用を研究・実践する必要があります。

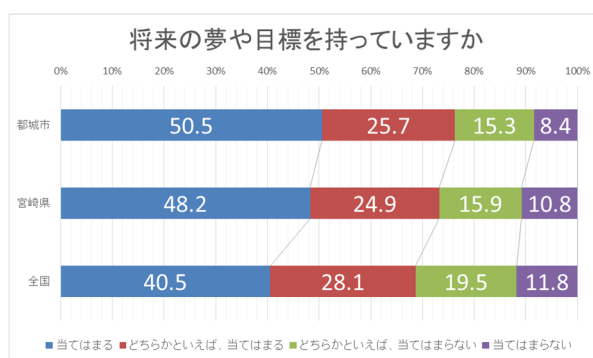
## (6) 将来の職業や生き方に関する意識

令和3年度全国学力・学習状況調査報告書によると、将来の夢や目標を「持っている」と回答した本市の生徒（中学2年生）の割合は76.2%となっており、県・国平均より高い値となっています。

今後は、児童生徒の発達の段階に応じて、自らの力で、生き方を選択していくことができる能力や態度を育てる教育の充実が求められています。そのためには、学校における豊かな体験活動等を通じて「学ぶことの意義」だけでなく、「働くことの意義」も理解させ、学習意欲の向上へつなげていくことが大切です。

また、各学校のキャリア教育全体計画（構想）に基づいて、小・中学校の連携を図ることに加えて、学校が、家庭や地域、企業等との連携を図りながら、キャリア教育<sup>9</sup>を進める必要があります。

加えて、児童生徒が自分らしい生き方を実現できるよう、学びの中で自らの可能性を引き出すために、自分の成長や変容を自己評価できるキャリア・パスポート<sup>10</sup>の効果的な活用や、地域学校協働活動の推進を通して意欲を高め挑戦できる環境を整えるといった支援策が求められています。



(資料：令和3年度全国学力・学習状況調査報告書)

## (7) 生徒指導の状況

少子化・核家族化等に伴う社会構造の変化により、生徒指導上の諸問題は多岐にわたり複雑化しています。その中で、問題の未然防止・早期発見・早期対応のためにも、家庭・学校・地域が一体となった取組を充実させる必要があります。

不登校<sup>11</sup>児童生徒の発生率は、全国平均より低い割合ですが、不登校児童生徒数は年々

<sup>8</sup> G I G Aスクール構想：Global and Innovation Gateway for All の略。小中学校で児童生徒の学習用タブレット端末等「1人1台」を配備するとともに、ネットワーク環境の整備を行うなど、学校のICT化を推進する文部科学省の計画

<sup>9</sup> キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

<sup>10</sup> キャリア・パスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

<sup>11</sup> 不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはした

増加の傾向があります。

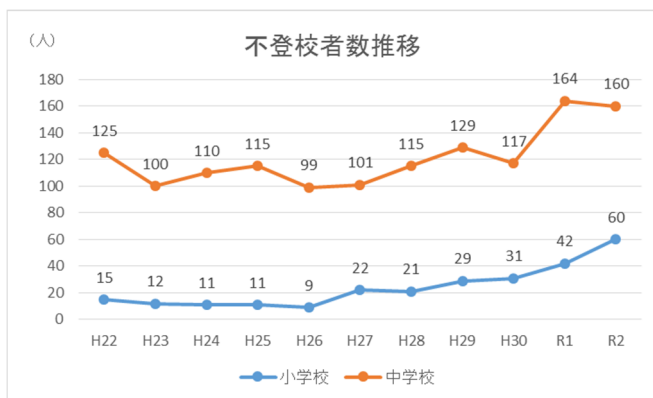
その対応策として、スプリング教室（適応指導教室）を開設し、教育相談や学習指導を行い、学校復帰を支援しています。

また、市独自にスクールソーシャルワーカーを雇用し、積極的に迅速的な児童生徒との相談や家庭支援、関係機関との連携の強化を図っています。

いじめ<sup>12</sup>に関しては、各学校の認知件数は減少傾向にありますが、認知したいじめの解消に向けて早急に対応することを重視しています。

今後とも、いじめや不登校のない学校づくりをめざすとともに、生徒指導体制の一層の充実のために、関係機関と連携を図ることが重要です。

なお、中学校においては、不登校の生徒数が増加している状況について、その要因を探りながら、個別対応をすることで解決策を見出す必要があります。



(資料：学校教育課)

【本市におけるいじめの認知件数の推移】

(単位：件)

| 区分  | H29   | H30   | R1    | R2  |
|-----|-------|-------|-------|-----|
| 小学校 | 1,312 | 1,393 | 1,015 | 752 |
| 中学校 | 161   | 125   | 123   | 117 |

## (8) 道徳心や規範意識

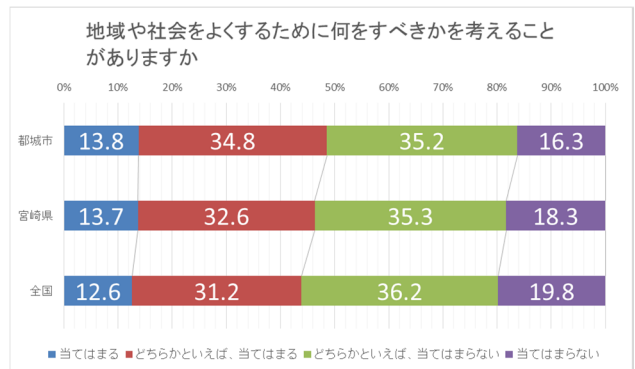
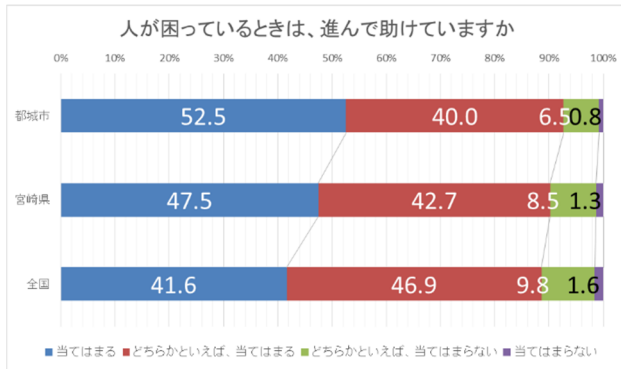
令和3年度の全国学力・学習状況調査によると、本市の状況は「人が困っているときに、進んで助ける」「地域や社会をよくするために何をすべきか考える」の項目で肯定的な回答をしている児童生徒が全国や県平均を超えており、好ましい状況です。

今後も、道徳心や規範意識を育むとともに、道徳の時間の学習と関連を図りながら、道徳的実践力の育成を行っていくことが必要です。また、学校・家庭・地域のより一層の連携や、様々な体験活動の充実に取り組んでいくことが大切です。

また、いじめや差別問題のない思いやりのある心をもった児童生徒の育成のため、小・中学校9年間を通した道徳教育の更なる推進を図る必要があります。

くともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）。

<sup>12</sup> いじめ：児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の通信手段及びメディアを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。



(資料：令和3年度全国学力・学習状況調査報告書(中学2年生))

### (9) 体力の状況

令和元年度の本市の児童生徒の体力・運動能力は、中2男子以外は全国平均をやや下回っています。

スポーツ少年団や部活動など普段から運動に親しむ児童生徒が数多くいる一方で、運動をする機会が乏しい児童生徒もあり、運動に対する取組に二極化が見られます。

今後は、体育の授業をはじめ、学校教育の中で簡単な体力づくりの運動を取り入れるなどして、児童生徒が自ら運動に親しむことができるような指導を行うことが一層重視されます。

また、家庭や地域においても、日常的に運動に取り組むことができる環境づくりを進めていく必要があります。

#### 【令和元年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査における本市の状況】

| 区分  |                       | 小学校5年男子 | 小学校5年女子 | 中学校2年男子 | 中学校2年女子 |
|---|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| ている<br>数値が<br>全国<br>平均値<br>と同じ<br>か<br>超え<br>る<br>種<br>目<br>は<br>「○」<br>を<br>記<br>載 | 握力                    | ○       | ○       |         |         |
|   | 上体起こし                 |         | ○       | ○       |         |
|   | 長座体前屈                 |         |         | ○       |         |
|   | 反復横跳び                 |         |         | ○       | ○       |
|   | 20m シャトルラン            |         | ○       | ○       | ○       |
|   | 50m 走                 |         | ○       |         |         |
|   | 立ち幅跳び                 |         |         |         | ○       |
|   | ソフトボール投げ(中学はハンドボール投げ) | ○       | ○       | ○       | ○       |
|   | 持久走(中学のみ)             |         |         | ○       |         |
| 全国Tスコア <sup>13</sup> 50   | 合計 49.6               | 合計 49.7 | 合計 51.2 | 合計 49.8 |         |

(資料：令和元年度全国体力・運動能力運動習慣等調査)

<sup>13</sup> Tスコア：偏差値のことで、集団の平均からどの程度ずれているかを示す数値。

## (10) 障がいのある子どもへの対応

本市では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が、年々増加傾向にあります。さらに、通常の学級に在籍しながら通級指導教室で指導を受けている児童生徒や、就学前の相談件数も増加しています。

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、学校の設置者及び学校は、各学校において、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」<sup>14</sup>を提供することが求められています。

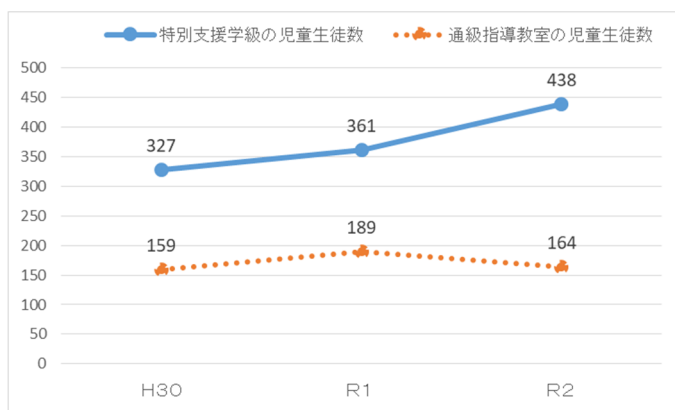
本市としては、一人一人の障がいに応じ、特別支援教育のニーズに合わせた教育環境を提供できるよう、支援員の配置や施設整備等を行っています。

また、就学前から就学、就労までをつなげるため、関係機関との連携を強化しています。

一方、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への指導体制や、障がいに応じた専門的な指導力の向上が課題となっています。

さらに、学校施設のバリアフリー化、特別支援教室の設備の充実なども必要です。

### 【本市の特別支援学級・通級指導教室の児童生徒数の推移】



(資料：通級による指導実施状況調査票)

## (11) グローバルな人材の育成

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会は急速に進展しています。このような予測が困難な社会においては、他者と協働しながら変化の激しい社会を生き抜く力を育むことが求められています。このため、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深めながら、グローバルな視野を持った他者と共生する児童生徒の育成が必要となります。

本市では、外国語教育の充実を目指し、小学校の外国語活動及び外国語科、さらに中学

<sup>14</sup>合理的配慮：障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場面に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担は課さないもの。

校の外国語科の授業において、児童生徒が生きた英語に触れる機会を一層増やすため、ALT<sup>15</sup>を増員しています。

#### 【ALT数】

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 人数 | 7   | 9   | 11  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17 | 18 | 21 |

また、平成28年度から、市内の中学生とオーストラリアの中等学校生が、互いにホームステイを行う中学生海外交流事業を開始しました。交流事業については、派遣事業を毎年実施し、受入事業を隔年で実施しています。

今後は、英語圏だけでなく、様々な言語や文化に対する理解を深めさせる体験活動の充実を図りながら、日本人としてのアイデンティティを高めるためのふるさと教育の充実も必要です。

#### 【派遣及び受入生徒人数】

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 派遣 | 10  | 20  | 20  | 20 | 中止 | 中止 |
| 受入 | 20  |     | 13  |    | 中止 | 中止 |

※令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

### (12) ふるさと教育の推進

本市には、歴史的価値の高い多くの史跡や文化財があります。また、民俗芸能や伝統的行事なども多く残っています。

地域とのつながりが薄れ、人口減少や核家族化が進む中で、これらに触れながら学習を進めることは、児童生徒の愛郷心の育成にとって大切です。

そこで、地域の素材や地域人財を、積極的に学校教育に活用することにより、ふるさと都城の自然や歴史、文化、産業に親しませ、ふるさと都城に対する誇りを育み、ふるさと都城を愛し、将来の都城を担う児童生徒を育成しています。

### (13) 教職員への期待

これからの教職員は、子どもに生きる力を育成するために、いじめや不登校など学校教育をめぐる様々な課題に適切に対応するとともに、保護者や地域の信頼を得ながら教育

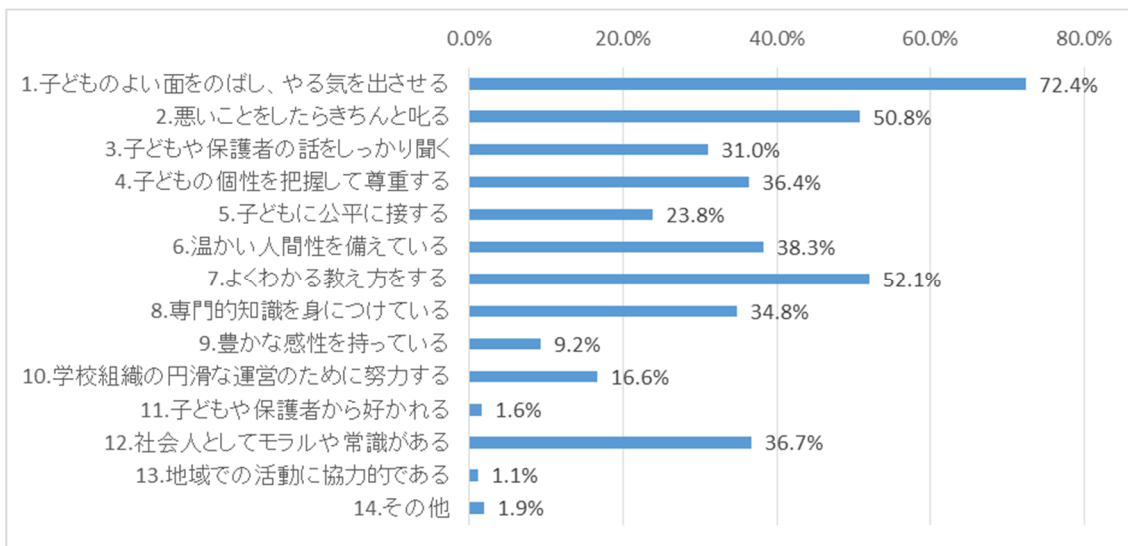
<sup>15</sup>ALT：外国語指導助手のことであり、担当教員の指導のもと、担当教員が行う授業の補助をする方。



活動を進めていくことが大切です。

そのために、求められる資質として、高い専門性、教師としての倫理観、高いマネジメント能力等があげられます。また、教師として学び続け研鑽を積む等、恒常的な資質向上が求められています。

【教職員の資質や姿勢で特に大事だと思うこと（教職員対象）】



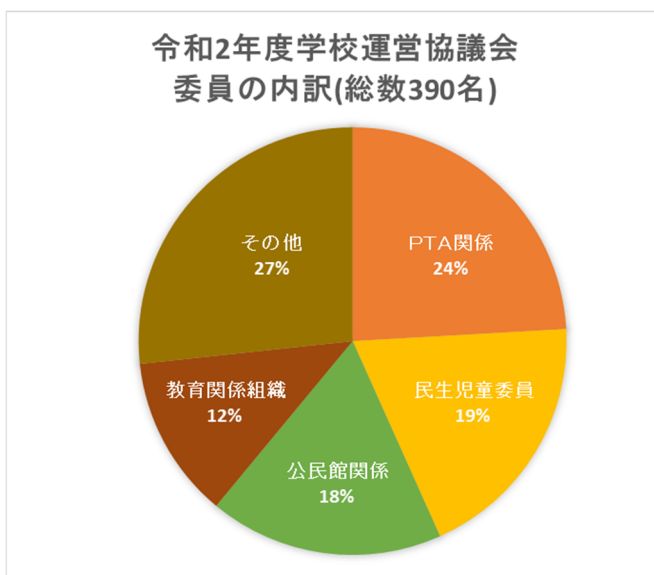
(資料：令和元年度みやぎの教育に関する調査（県教育委員会）)

一方で、様々な教育的課題に対応していくための教職員の業務は、多様化・複雑化しています。今後は、教職員の多忙化を解消することや、心身の健康対策を充実させていくためにも、働きやすい環境づくりが大きな課題となっています。

さらに、今後、経験豊富な教職員の大量退職や、若手教職員の増加傾向が予想されることを考えると、教職員同士の学び合いとなるOJT<sup>16</sup>を推進していく必要があります。

**(14) 地域とともにある学校づくり**

多様化、複雑化する教育課題に対応するためには、保護者や地域住民の力を学校運営に生かすことが必要です。そのため、本市は、平成25年度に全小・中学校に学校運営協議会を設置し、全ての小・中学校でコ



(資料：学校教育課)

<sup>16</sup> OJT (On the Job Training)：職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、職務に必要な能力を組織的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する活動のこと。

コミュニティ・スクール<sup>17</sup>を推進しています。学校運営に保護者や地域住民が参画することにより、各地域の実情に応じながら学校支援ボランティア活動なども展開されています。今後とも、コミュニティ・スクールを推進し、地域総ぐるみで本市の教育的課題解決を図っていくことが必要です。

## (15) 学校施設の状況

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所であり、安全・安心な教育環境の整備が必要です。同時に児童生徒や地域住民が安心して学校を利用できるよう、施設の維持管理を継続的に行っていく必要があります。

学校施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて建設されたもので、現在それらの施設は老朽化が進んでいます。学校施設は、市が保有する公共施設のうち約3割を占めており、今後、この施設が更新時期を迎えることから、令和2年度に「学校施設長寿命化計画」を策定しました。この計画との整合を図りつつ、計画的な事業を推進し併せて時代のニーズに対応した環境改善を進めているところです。

本市は、これまでに校舎等の耐震化を終えており、現在、災害発生時の避難所に指定された体育館の安全性を確保するため、定期的な点検を実施しながら、非構造部材の耐震化改修や照明のLED化を進めているところです。

また、近年の猛暑により、体調を崩す児童生徒が増えていることから、空調機を各教室等に設置することで、適切な温度管理が可能になり良好な教育環境の提供と健康状態の維持を実現しています。学校のトイレについても、和便器からの洋式化を進めており安全で快適な教育環境の改善に努めているところです。

屋外施設においてもプールの劣化、運動場の排水不良及び遊具の劣化等がみられるため、定期的な点検を行い、危険性や老朽度の高いものから改修を行っていくことも必要です。

少子化の影響により、児童生徒数は、全体的には減少傾向にありますが、沖水地区を含め一部の地域については、児童生徒が増加しており、教室不足が懸念される学校もあります。併せて国が示した35人学級制の導入、習熟度別指導のための教室、保護者からのニーズが高い特別支援学級の増設などへの対応が必要です。

---

<sup>17</sup> コミュニティ・スクール：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とし、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み。

### 【学校施設の空調化率】

(単位：%)

|     |      | H29  | H30  | R1   | R2  |
|-----|------|------|------|------|-----|
| 空調率 | 普通教室 | 2.9  | 6.1  | 5.9  | 100 |
|     | 特別教室 | 26.1 | 24.7 | 25.5 | 100 |
|     | 全体   | 14.3 | 15.4 | 15.8 | 100 |

(資料：教育総務課)

### 【学校施設のトイレ洋式化率】

(単位：%)

|      |     | H30  | R2   | R6(推定) |
|------|-----|------|------|--------|
| 洋式化率 | 小学校 | 33.4 | 52.9 | 64.8   |
|      | 中学校 | 29.9 | 50.9 | 61.6   |
|      | 全体  | 32.1 | 52.2 | 63.6   |

(資料：教育総務課)

## (16) 防災教育の状況

近年、学校への不審者侵入や、登下校中における犯罪被害や交通事故など、学校内外で児童生徒が犠牲となる事件・事故が発生したり、異常気象による風水害が発生したりしており、地域ぐるみで児童生徒の安全を守り、安心して過ごせる環境を整備することが求められています。

そのため、各学校において作成している危機管理マニュアル及び学校安全計画に基づき、児童生徒の安全を守るための取組を一層推進するとともに、保護者や地域住民、様々なボランティアや関係機関との連携を図り、学校安全体制の強化に努めることが必要です。

また、非常災害時に備え、学校では、定期的な避難訓練や、専門家と連携した職員研修等に取り組んでいます。さらに、学校運営協議会を中心に地域住民やPTAと一緒に防災訓練が行なわれている学校もあります。災害発生時に児童生徒が、主体的に行動できる実践的な防災教育等が求められています。

## (17) 学校給食、食育の状況

本市では、市内5箇所の学校給食センターが、幼稚園2園、小学校36校、中学校18校へ1日約15,000食の給食を提供しています。

学校給食は、児童生徒の健康増進とその保持、望ましい食習慣の習得、社交性や協働の精神の向上、生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度の涵養、さらには地域の優れた伝統的食文化について理解を深めさせることを目標としています。

また、学校給食・食育は、心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と判断力を養う

上で、重要な役割を担うものです。

近年、児童生徒の栄養の偏り、不規則な食事、肥満の増加、過度の痩身志向など食生活の乱れや食物アレルギー等による健康への影響が広く指摘される中、平成17年には食育基本法により、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎と位置付けられました。

本市では栄養教諭が中心となり、学校給食における地産地消と食育の推進及び食物アレルギー対策に取り組んでいます。今後も学校給食を生きた教材として活用し、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の心身の健全な発達を促していくことが重要です。

併せて、安全・安心な学校給食を安定的に提供するために、給食センターの衛生管理の徹底に努めるとともに、施設の整備や調理器具等の計画的な更新に努めることが必要です。

さらに今後は、さまざまな理由により、特定の食材を食べない子どもたちに対する給食の対応についても研究していくことが必要です。

#### 【都城市学校給食センターの概要】

(単位：園、校、食数/日)

| 名称          | 所在地  | 学校数等 |     |     | 食数     |
|-------------|------|------|-----|-----|--------|
|             |      | 幼稚園  | 小学校 | 中学校 |        |
| 都城学校給食センター  | 横市町  |      | 19  | 10  | 11,864 |
| 山之口学校給食センター | 山之口町 |      | 3   | 1   | 548    |
| 高城学校給食センター  | 高城町  | 3    | 5   | 3   | 1,557  |
| 山田学校給食センター  | 山田町  |      | 4   | 2   | 620    |
| 高崎学校給食センター  | 高崎町  |      | 5   | 2   | 646    |
| 合計          |      | 3    | 36  | 18  | 15,235 |

(資料：学校給食課 R3.5.1現在)

#### 【牛肉・豚肉・鶏肉・青果4品目合計の地産地消割合】

(単位：円)

| 区分  | H28         |        | H29         |        | H30         |        | R1          |        | R2          |        |
|-----|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|
|     | 金額          | 割合     | 金額          | 割合     | 金額          | 割合     | 金額          | 割合     | 金額          | 割合     |
| 宮崎産 | 98,050,725  | 69.4%  | 97,124,393  | 69.9%  | 99,740,196  | 75.3%  | 95,702,386  | 75.8%  | 105,220,683 | 74.7%  |
| その他 | 43,135,851  | 30.6%  | 41,740,990  | 30.1%  | 32,744,202  | 24.7%  | 30,513,642  | 24.2%  | 35,634,479  | 25.3%  |
| 合計  | 141,186,576 | 100.0% | 138,865,383 | 100.0% | 132,484,398 | 100.0% | 126,216,028 | 100.0% | 140,855,162 | 100.0% |

(資料：学校給食課)

## 2 家庭や地域の教育力について

### (1) 家庭や地域の教育力

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。家族とのふれあいを通じ、子どもの基本的な倫理観・自制心や自立心を育てることが大切です。

そして、家庭は、それらの基本となる「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う、最終的な責任を負わなければなりません。

しかしながら、少子化・高齢化・核家族化・価値観の多様化など、急激な社会の変化に伴い、道徳観や地域社会における人と人とのつながりの希薄化・家庭の教育力低下など、様々な問題が発生しています。

本市では、保護者が、家庭教育を行うのに必要な知識や技術を学習する機会を持つため、保育園・幼稚園、小・中学校等に家庭教育学級の開設を支援しており、市補助金を活用して、学習会の開催や研修に取り組んでいます。しかし、家庭教育学級生は、平成28年度の2,341人から令和元年度は2,173人と減少しています。（令和2年度は995人ですが、これは、コロナ禍による影響が大きいと考えられます。）今後、家庭教育学級の運営については、変化していく社会の課題や保護者のニーズに、どのように対応していくか研究するとともに、未参加保護者に対して、家庭教育の意義や大切さを啓発し、参加率を向上させる必要があります。

さらに、青少年の健全な育成を図るため、地域の子どもは地域で守り育てるという意識の醸成を図り、家庭・学校・地域が連携した更なる取組の展開が必要です。

#### 【家庭教育学級の学級数・学級生の推移】

(単位：学級数、人)

| 区 分         | H28 |       | H29 |       | H30 |       | R 1 |       | R2  |      |
|-------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|
|             | 学級数 | 学級生数  | 学級数 | 学級生数  | 学級数 | 学級生数  | 学級数 | 学級生数  | 学級数 | 学級生数 |
| 幼稚園・特別支援学校等 | 13  | 418   | 13  | 457   | 12  | 407   | 12  | 409   | 10  | 327  |
| 小学校         | 36  | 1,508 | 34  | 1,490 | 33  | 1,357 | 34  | 1,373 | 20  | 557  |
| 中学校         | 15  | 415   | 15  | 372   | 13  | 356   | 14  | 391   | 5   | 111  |
| 合計          | 64  | 2,341 | 62  | 2,319 | 58  | 2,120 | 60  | 2,173 | 35  | 995  |

<参考> 笛水小・中学校は、中学校に計上。

(資料：生涯学習課)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開設できた学級は約6割のみ

### (2) 学びのセーフティネットの構築

保護者の経済状況や家庭環境等による学力格差が、児童生徒のその後の就労・賃金等の格差につながることを懸念されます。

そのような中、児童生徒の保護者に対しては、家庭の経済状況に応じて就学援助を行っています。さらに、義務教育修了後、上級学校への進学を希望しているにもかかわらず家

庭の経済状況によって修学が困難な者には、奨学金を貸与しています。

今後は、家庭・学校・地域や福祉行政機関等の関係者が連携しつつ、それぞれの役割を果たすことにより、児童生徒の社会参加・自立に必要な知識・能力を、一人一人が身に付けられるようにしていく必要があります。

### **(3) 放課後の子どもの居場所づくり**

少子化及び核家族化が進む中、活力ある地域社会を創造するには、安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。

共働き家庭等の「小1の壁」<sup>18</sup>を打破するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、豊かな人間性と生きる力を育むことができるよう、本市では、放課後子ども教室、放課後児童クラブ及び放課後等デイサービスを設置しています。

放課後子ども教室は、文部科学省所管の事業で、全ての児童が対象です。地域住民の協力を得ながら、スポーツ・文化活動や地域に根ざした体験・交流活動等を通して、創造性豊かな人間性を育むことを目的としています。

一方、放課後児童クラブは、厚生労働省所管の事業で、保護者の就労等が要件となっており、保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら、生活の場を提供し、安全な遊びの場の提供や生活指導を行うことを目的としています。

さらに、放課後等デイサービスは、6歳から18歳までの障がいのある子どもや発達に特性のある子どもが放課後や夏休みなどの長期休暇に利用できる福祉サービスです。

本市では、国が進めている「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、令和2年3月に第2期都城市子ども・子育て支援事業計画と合わせて「都城市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定しました。この計画に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実を図るとともに、一体型又は連携型を含めた計画的な整備が必要です。

生涯学習課で実施している放課後子ども教室につきましては、市内10教室開設しており、運営には、コーディネーターやスタッフなど地域ボランティアの理解と協力が不可欠です。現状の人員体制を維持するとともに、新たな人員確保や後継者育成が課題となっています。

また、放課後子ども総合プランを推進するための「都城市放課後子ども総合プラン運営委員会」において、福祉部との課題の共有及び連携推進を一層図る必要があります。

---

<sup>18</sup> 「小1の壁」：保育所等を利用していた共働き家庭等において、児童の小学校就学後、安全・安心な放課後等の居場所の確保が困難になる問題のこと。

【放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び放課後等デイサービスの実績】

(単位：箇所、人)

| 区分         | H 2 9 |       | H 3 0 |       | R 1 |       | R 2 |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|
|            | 箇所    | 登録児童  | 箇所    | 登録児童  | 箇所  | 登録児童  | 箇所  | 登録児童  |
| 放課後児童クラブ   | 59    | 1,890 | 66    | 2,053 | 70  | 2,161 | 69  | 2,282 |
| 放課後子ども教室   | 8     | 219   | 9     | 243   | 9   | 220   | 9   | 219   |
| 放課後等デイサービス | 18    | 246   | 25    | 303   | 28  | 353   | 36  | 416   |
| 合 計        | 85    | 2,355 | 100   | 2,599 | 107 | 2,734 | 114 | 2,917 |

(資料：福祉課、保育課、生涯学習課)

(参考) 登録児童数は、放課後児童クラブは各年5月1日、放課後子ども教室、放課後等デイサービスは各年3月末時点。

#### (4) 人権学習・人権啓発について

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と世界人権宣言でうたわれ、日本国憲法においても基本的人権の尊重が明文化されています。

しかし、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障がいがある人の人権など、現在も多くの人権問題が存在しています。

さらに、グローバル化や高度情報化・少子化・高齢化社会などの急激な社会情勢の変化の中で、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題も発生しており、人権尊重の正しい理解は、未だに市民の中に十分に定着していない状況と言えます。

本市では、これまで人権問題の解決のため、様々な人権学習や人権啓発推進大会などを展開してきました。

今後も、人権を取り巻く情勢を踏まえ、差別解消に向けての学習と啓発活動の在り方を研究しながら、人権問題についての正しい理解と認識を、より一層深めるための積極的な取組が求められています。

### 3 生涯学習や文化活動について

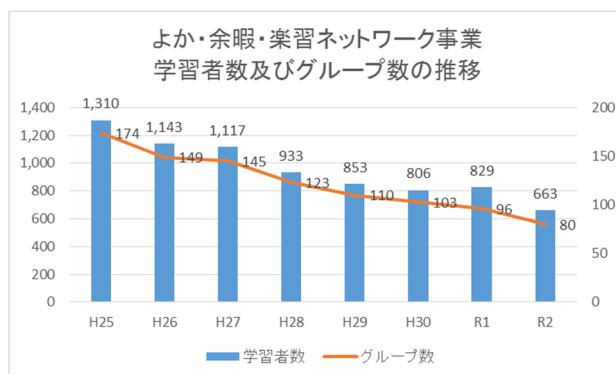
#### (1) 生涯学習・社会教育

近年、少子化・高齢化社会の進展やグローバル化・高度情報化の進展など、急激な生活環境や社会変化により、価値観の多様化が進んでいます。心豊かで充実した人生を送るには、生涯にわたって自己を高めていく学習活動が不可欠であり、生きがいつくりのために、

生涯学習の果たす役割は、ますます重要となっています。

市民一人一人が自分にあった形で主体的に情報を選択し、新たな知識・技術を身に付けるために生涯学習が必要です。

また、自らを磨き高めるための学びの場として、「いつでも、どこでも、だれでも、何度でも」学習に参加できる講座の充実を図ることが大切です。



(資料：生涯学習課)

まず、青年期の生涯学習の機会として、勤労青少年ホーム(カレッジピア)があります。働く青少年が余暇を活用して、各種の教養講座やスポーツクラブ活動等で友人の輪を広げ、コミュニケーションを図る場となっています。さらに、クラブ活動を越えて全体での交流会や、地域行事へ参加して、会員同士の交流や地域への貢献をめざして活動しています。

次に、中高年期の学習者については、健康志向が高いため、健康や体力づくりに励むことができるような学習内容の充実も求められています。そのためにも、魅力のあるプログラムを形成し、様々な世代の生涯学習ニーズと学習形態の変化にも対応できる仕組みづくりが重要であり、それぞれが学んだ成果を発表するなど、地域づくりに生かせるような仕組みも構築することが必要です。

しかしながら、生涯学習環境を支える指導者が減少していることが課題となっています。指導者の育成を促進し、指導者と学習者をつなぐネットワークの更なる充実が必要です。

また、公立公民館等の社会教育施設については、学習・交流活動・情報の拠点としての役割が期待されていますが、公立公民館は、建設年度から40数年経過しているものが多いため、現在、順次建替を進めているところです。

建替を進めている公立公民館は、従来の2階建てから、バリアフリーの平屋建てに建て替えるとともに、駐車場を整備することで、多様化する利用者のニーズに対応でき、避難所等の防災拠点としての役割を担うことが出来る造りになっています。今後も施設の改修を行いながら、計画的に整備を進めていくことが必要です。

社会教育団体としては、昭和47年2月に「第1回社会教育振興大会」が開催されたのを契機に、昭和48年1月に自治公民館、青年、婦人、PTA、高齢者クラブ、文化協会の6団体が集まって、都城市社会教育関係団体等連絡協議会(社教連)が結成されました。現在は20団体で構成されています。

各社会教育団体は社会の変化や高齢化等により会員数の減少が進んでおり、今後は組



組織の在り方を再考し、魅力ある組織づくりを推進するなど、組織の活性化が必要です。

平成 20 年の社会教育法の改正により、家庭・学校・地域の連携・協力が地方公共団体の任務となりました。

それにより、教育委員会の責務として、地域住民の学習の成果を活用する機会や、児童の放課後の居場所づくりに関する事項等が追加されました。

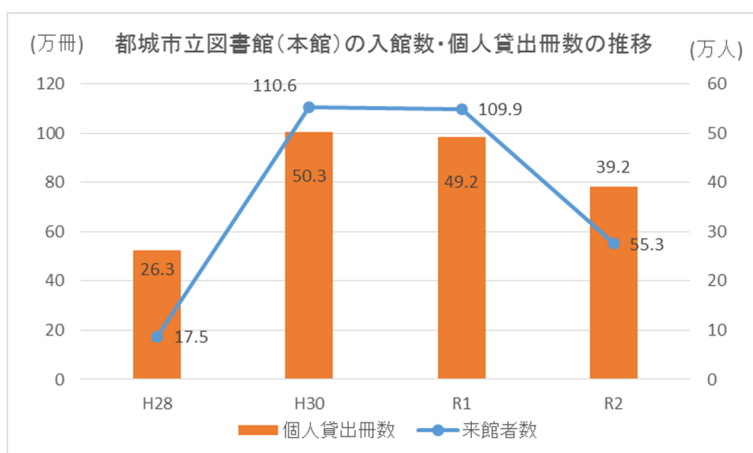
これを受け、本市では、放課後子ども教室による学校と地域との連携・協働を推進する体制づくりに取り組んでいます。このことは、児童の教育環境を改善するのみならず、多くの地域住民が学校支援や放課後等の活動に参画するなど地域住民の絆を強く結び付け、活力あるコミュニティの形成につながっています。

## (2) 図書に親しむ環境づくり

図書館は、市民に情報、知識、教養等を提供する社会教育及び生涯学習の拠点施設として大きな役割を担っています。市立図書館は、昭和 46 年から市役所庁舎東側にて開館してきましたが、老朽化が進み、郷土館を併設していた関係で開架スペースや閲覧室が狭く、市民より新しい図書館建設の要望が多数寄せられていました。

そのような状況の中、都城大丸跡地の再生計画を進め、図書館や子育て世代活動施設など、計 8 施設で構成する中心市街地中核施設として整備することが決定され、市立図書館は元商業施設「都城大丸センターモール」をリノベーションして、平成 30 年 4 月に移転オープンしました。

新しい市立図書館は、ソフト面ではこれまでの直営による運営から指定管理者による運営となり、民間のノウハウを活用した図書館運営が行われ、定期休館はなく（施設の保守点検・図書整理等に伴う臨時休館あり）、開館時間も 9 時から 21 時までに延長されました。ハード面では旧市立図書館と比較して延床面積が約 3 倍となったほか、開架冊数も 15 万冊を上回り、座席数も約 500 席となるなど、多くの市民が図書に親しむ環境となっています。



(資料：生涯学習課)

なお、移転オープン後の初年度の年間来館者数は 1,106,021 人、開館からの 3 年間の来館者数が 270 万人を超えるなど、多くの方が利用しています。旧市立図書館に比べ、館内の面積が約 3 倍となり広々となった館内には、様々な椅子やソファが設置されており、読書を楽しんだり、調べ物をしたりなど、幅

広い世代の方々がいろいろな方法で利用しています。

また、平成 21 年に都城市立図書館の分館として開館した都城市立高城図書館の年間入館者数は約 4 万人で、蔵書数は約 6 万 3 千冊となっています。

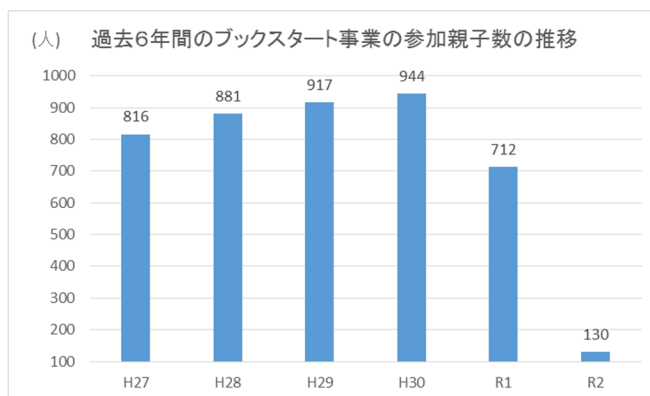
さらに、高崎地区では「たちばな学び館」、山之口地区・山田地区ではそれぞれ地区公民館に図書室を設け図書館サービスを提供しているほか、遠隔地の利用者のために移動図書館車「くれよん号」を巡回させています。

移動図書館車については、導入から 20 年を経過し、老朽化も進んでいたことから、平成 30 年度から令和元年度にかけて更新を行いました。また、高城図書館や各総合支所の図書室を巡回する回送車については、令和 2 年度に車両の更新を行いました。

図書館の役割として重要な読書啓発活動としては、小学生を対象とした読書感想文コンクールを開催し、児童の読書に関する関心が高まることをめざしています。

さらに、乳幼児等を対象としたブックスタート<sup>19</sup>として初めての読み聞かせ講座事業・ブックプレゼント事業を実施し、読み聞かせの早期着手の推進と親子ふれあいの機会を創出しています。

小中学校においては、図書館サポーターを配置し、学校図書館の環境整備、蔵書管理、読み聞かせ等を行っています。また、児童生徒と触れ合う活動として、昼休みの読み聞かせ活動や授業サポートとしてブックトーク<sup>20</sup>活動の充実を図ります。



(資料：生涯学習課)

### (3) 芸術文化の振興

薩摩画壇発祥の地と評され、歴史的に美術とつながりの深い都城市は、昭和 56 年に県内初の公立美術館を開館し、以来、施設、事業の充実に努めてきました。

平成 11 年度の大規模改修により、国内標準規模の展覧会を開催できる広さの展示室となりました。しかし、体験型のワークショップなどに対応できる実習室やミュージアムショップやカフェ等、利用者のアメニティに配慮する設備などは未整備となっています。

また、大規模改修から 20 年以上が経過し、施設や設備等の老朽化に対応するため、計画的な維持補修が必要となっています。施設の性格上、特殊な機器や機材を使用している箇所も多く、補修費や改修費用は高額となりますが、蛍光灯照明から LED スポット照明

<sup>19</sup> ブックスタート：親子がより本に親しむきっかけづくりのため、1992 年に英国で始まった事業。絵本を読むのではなく、赤ちゃんに絵本を開く楽しいひとときを分かち合う、そのきっかけを、すべての赤ちゃんのもとへ届けようと始まった活動。

<sup>20</sup> ブックトーク：あるテーマに沿って複数の本の内容を紹介し、読書意欲を起こさせる活動。

への交換や屋上防水工事などの維持修繕事業を進めています。

一方、美術館活動として、その大きな使命である収蔵品の充実を図っており、日本画の山内多門や洋画の山田新一といった郷土ゆかりの作家の作品をはじめ、現代へつながる若手作家の作品にも注目した収集活動を行っています。令和3年3月末時点の収蔵品件数は1,413件です。

美術館では、これらの収蔵作品を基に企画した収蔵作品展（常設展）を年3回から4回開催しています。また、市民にすぐれた美術作品を鑑賞する機会を提供するために年1回特別展を開催しています。これらの展覧会に対する利用者アンケートの結果は、70%から80%の利用者が満足しているという結果を得ています。

今後、これらの事業を進めていくとともに、特別展の開催など、引き続きすぐれた美術作品を鑑賞する機会の提供や、市民に作品の発表の場を提供するなど、南九州における芸術文化の拠点としての役割を果たしていくことが必要です。

#### 【特別展来館者数の推移】

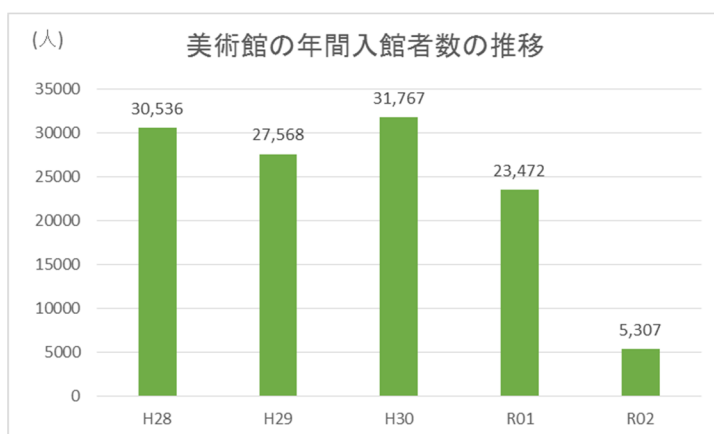
| 年度  | 展覧会名                   | 来館者数   |
|-----|------------------------|--------|
| H28 | 近代洋画の巨匠 和田英作展          | 3,855  |
| H29 | メッセージ2017「南九州の現代作家たち」展 | 3,260  |
| H30 | 平山郁夫展 よみがえるシルクロード      | 10,174 |
| R01 | キャンパスの中の画家たち           | 2,733  |
| R02 | グッドデザイン展【中止】           | —      |

#### 【主な郷土作家の収蔵作品数】

| 作家名  | 作品件数(件) |
|------|---------|
| 山内多門 | 119     |
| 益田玉城 | 41      |
| 山田新一 | 273     |

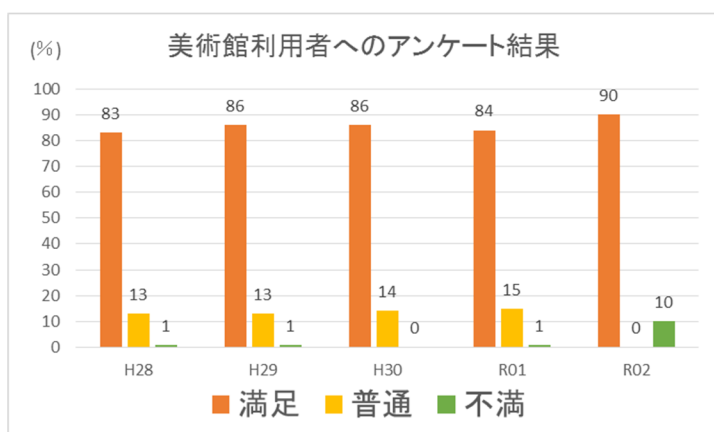
【直近5年間の新収蔵作品の推移】

| 年度  | 新収蔵作品(点) | 主な収集作品                                 |
|-----|----------|--|
| H28 | 11       | 山田新一「樹陰」<br>岡野耕三「コンポジション16」            |
| H29 | 13       | 益田玉城「姫街道」<br>大野重幸「辺」                   |
| H30 | 5        | 山内多門・飛田周山・勝田蕉琴<br>[松竹梅]<br>伊牟田経正「或る風景」 |
| R01 | 3        | 山田新一「金剛山」<br>加藤三男「マスクⅠ」                |
| R02 | 4        | 伝 竹之下信成「和田合戦図屏風」<br>大野重幸「のどか」          |



(資料：美術館)

(令和2年度はコロナ禍による影響が大きいと考えられます。)



(資料：美術館)

#### (4) 歴史と地域文化資源の継承

都城市には、先人たちが培ってきた数多くの有形・無形の文化財や地下に包蔵された埋蔵文化財があります。

これらの文化財を適切に保存・活用し、確実に次世代に継承していくことが市の責務です。

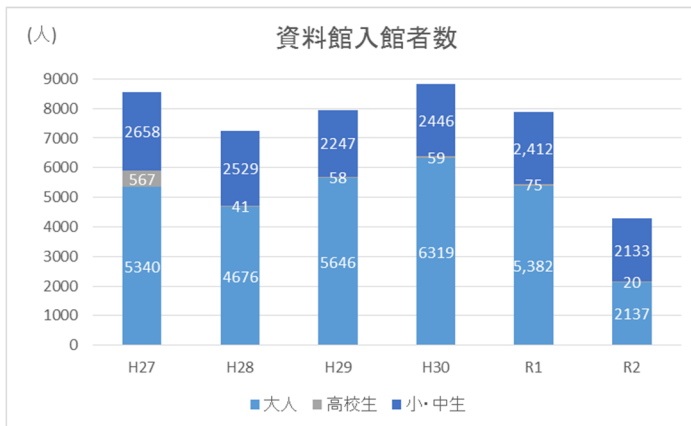
本市では、市内にある文化財を市指定文化財に指定して保護を図るとともに、未指定の文化財も調査し、その把握に努めています。

また、埋蔵文化財については、開発事業者との協議

を行い開発のために破壊される遺跡については、発掘調査報告書を作成し、保存しています。

歴史や文化財を活用した事業としては、都城島津邸や都城歴史資料館等での展示をはじめ、小・中学校への出前授業や巡回企画展等の実施、史跡でのイベント等を開催するとともに、本市の歴史と偉人を紹介した書籍「都城の歴史と人物」を小学6年生に配付し、授業で活用しています。

そのほか、インターネット上での情報公開、企画展・特別展にあわせたシンポジウムや講演会及び歴史講座等も開催しています。



(資料：文化財課)

その他に、「都城市の文化財」や「都城島津伝承館史料集」、企画展・特別展図録等の書籍の刊行を行っています。

一方で、指定文化財を所有する個人においては、文化財を保有し続けるための補修等の費用が大きな負担となっています。また、開館30年

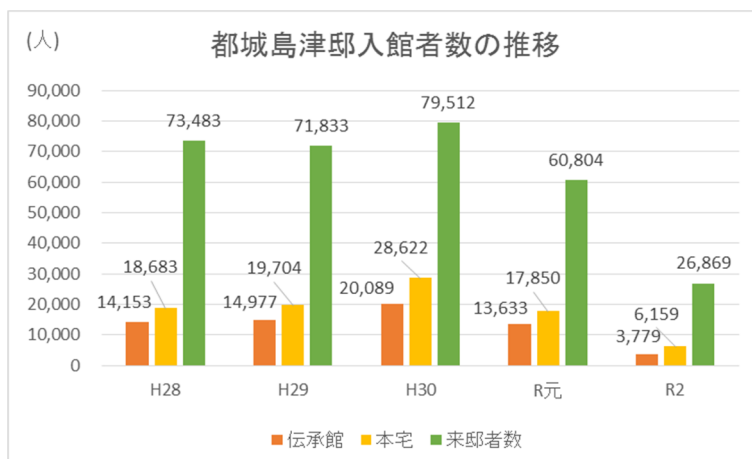
以上となる都城歴史資料館の維持補修や、市民から寄託・寄贈を受けた史料及び発掘した遺物等を一括集約できる保存施設の設置も必要です。

今後もこれらの施策を進める上で、学校教育現場との連携強化、地域住民の文化財保護に対する理解と関心を深める方策の充実が不可欠です。また、外国人観光客に対応した案

内板等の設置も求められています。

さらに、展示施設やSNS等を活用した文化財の積極的な公開が期待されています。

都城島津邸は毎年、収蔵史料展に加え、企画展・特別展を開催し、著名な国宝・重要文化財を展示してきました。その結果、平成27年8月27日付けで、文化庁より国宝・重要文化財を適切に保存・公開できる県内唯一の公開承認施設



(資料：都城島津邸)

に認定されています。今後は、(令和2年度はコロナ禍による影響が大きいと考えられます。)

南九州のリーダー的存在とし

て、適切で模範的な文化財の保存・展示に努めていくことが必要です。

現在、指定を受けていない文化財を含めた全ての文化財の保護や、市内の各地に散在している出土品集約化とその保存施設の設置や、文化財に関する専門的な知識・技術を有する学芸員を保する仕組みづくり等も必要です。

【都城島津伝承館での平成28年度から令和2年度の企画展・特別展】

| 年度  | 企画展                       | 特別展                          | 来館者数   |
|-----|---------------------------|------------------------------|--------|
| H28 | 都城の人びとのくらしと文化             | 武士のたしなみ<br>-「天下布武」から「文武両道」へ- | 3,328人 |
|     |                           | 島津の至宝～文化財と地域博物館の魅力～          | 2,884人 |
| H29 | 暮らしの中の祈りとまつり              | 幕末維新の動乱と都城 -西郷隆盛と都城島津-       | 3,618人 |
| H30 | 都城地域の近代と後藤家               | 鉄砲伝来と薩摩筒                     | 5,091人 |
| R1  | 都城島津家史料の魅力<br>～後世に伝える文化財～ | 島津義弘と都城                      | 3,470人 |
| R2  | 北郷三代<br>～忠相・忠親・時久と戦国時代～   | ※新型コロナウイルスの影響で次年度へ延期         |        |

## 第4章 本市が取り組む教育施策

### 施策の方向性1 子どもの学力を伸ばします。

#### 施策1 確かな学力を育む教育の推進

##### 1 主な取組

###### (1) 保育所・幼稚園・認定こども園との連携推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るため、小学校ごとにあ  
る保幼小連携推進協議会就学前相談を通じて、保育所・幼稚園・認定こども園の相互連携  
や小学校との連携を推進します。

保育所・幼稚園・認定こども園の訪問を行い、就学相談を充実させます。また、就学相  
談内容については、小学校へ確実につなぎ、関係機関との連携体制を整えます。

子ども一人一人の、発達に応じた学びの展開が図られることをめざし、保育所・幼稚園・  
認定こども園と小学校との関係をつなぐことに努めます。

###### (2) 学力調査等の実施・分析

国や県が実施する学力・学習状況調査について、児童生徒の学力の実態や学習状況を調  
査・分析し、児童生徒の経年における変化を踏まえて指導、助言を行います。

また、分析結果を基に、授業の工夫改善や実践的な校内研究の実施に努め、教師一人一  
人の指導力の向上を図ります。

###### (3) 学校支援の充実

指導主事等による学校への支援訪問について見直しを図り、児童生徒がわかる、できる  
まで教えるという視点での授業改善に努め、指導力の向上を図ります。

###### (4) 学びのセーフティーネットの構築

児童生徒が確かな学力を身に付けるために、経済的な支援や学校・家庭・地域が一体と  
なった取組や関係機関等の連携を推進します。

経済的理由により修学が困難な児童生徒に対する就学援助制度や奨学金等の制度の充  
実に努めます。また、福祉部門と連携して、特別な支援が必要な家庭や子どもの生活支援  
に努めます。

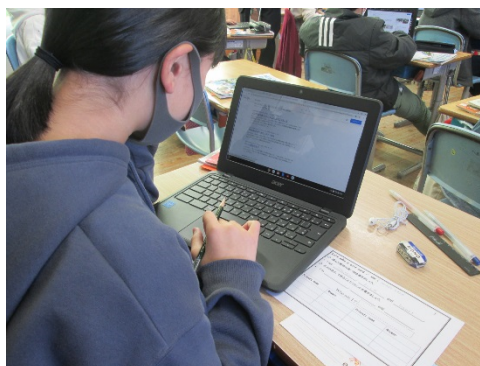
## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                               | 現状<br>(R元年末)               | 目標値<br>(R8年度末)                       | 指標の説明   |
|----------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|---|
| 全国学力学習状況調査において、全国平均を上回る教科等       | 小学校：<br>なし<br>中学校：<br>なし   | 小学校：<br>国語<br>算数<br>中学校：<br>国語<br>数学 | 児童生徒の現状を把握し、分析していくことが学力向上につながることから指標として設定した。＜調査方法：全国学力学習状況調査及びみやざき学力学習状況調査＞ |
| みやざき小・中学校学力学習状況調査において、県平均を上回る教科数 | 小学校：<br>0教科<br>中学校：<br>0教科 | 小学校：<br>2教科<br>中学校：<br>5教科           |   |

### 施策2 GIGAスクール構想の推進

#### (1) 学校におけるGIGAスクール構想の推進

国の緊急経済対策におけるGIGAスクール構想の加速化により、児童生徒が1人1台ICT機器を効果的に活用し、創造性を育む授業の在り方を研究しながら児童生徒の情報活用能力の育成や学力の向上を図るとともに、教職員のICT活用指導力を高めるために、学校におけるICT環境の整備を推進します。



1人1台端末を使った授業

#### ア ICT活用のための教育環境の整備

1人1台端末を効果的に活用するための全小・中学校に整備した高速大容量の校内LANを用い、児童生徒が授業や日常のあらゆる場面で活用できるようにします。

#### イ デジタル化の推進

本市が掲げる「都城デジタル化推進宣言」に沿って、デジタル技術を用いた人材教育を推進していきます。

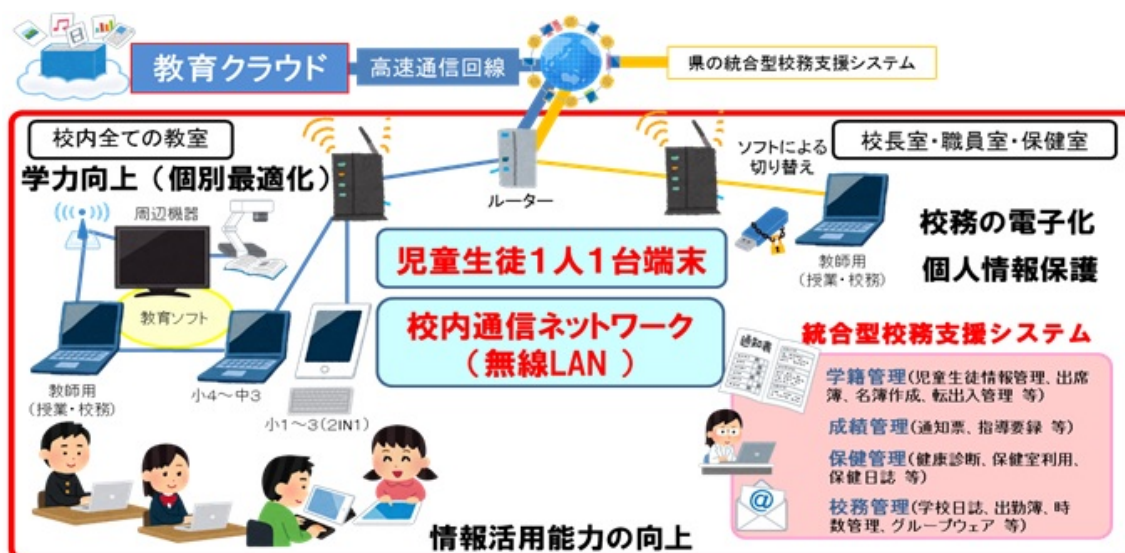
#### ウ メディア・リテラシー<sup>21</sup>教育の推進

ITメディアの普及により、情報モラルやメディアに対する自己コントロール力が必

<sup>21</sup>メディア・リテラシー：新聞や雑誌、またインターネット等、メディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力



要になってきます。そのため、児童生徒が、情報の受け入れ方、発信の方法について正しく理解できるよう研究を進めていきます。



## (2) ICTを活用した効果的な学習体制づくり

### ア 少人数指導の工夫・改善

児童生徒一人一人に応じた、きめ細かな指導の充実と学力の向上を図るために、学習の習熟度に応じた少人数指導の工夫・改善を図ります。また、児童生徒が主体的に、ICTを「文具」として活用し、多様な教材を選択・活用できるように学びのスタイルを転換していくことが大切です。また、こうした学びを通じて育成される資質や能力を高められるよう研究を進めていきます。

### イ 個別最適な教育の推進

児童生徒が主体的に学びを行っていくために、「学習進度」、「学習方法」、「学習内容」の3つの方向性について個別最適化していきます。さらに「自己調整力」を身につけた児童生徒が主体的に学んでいける環境を整えていきます。また、それらを実現するため、1人1台端末を活かした学びのイメージについて、ステップ0からステップ3まで段階的に変容していけるよう取組んでいきます。

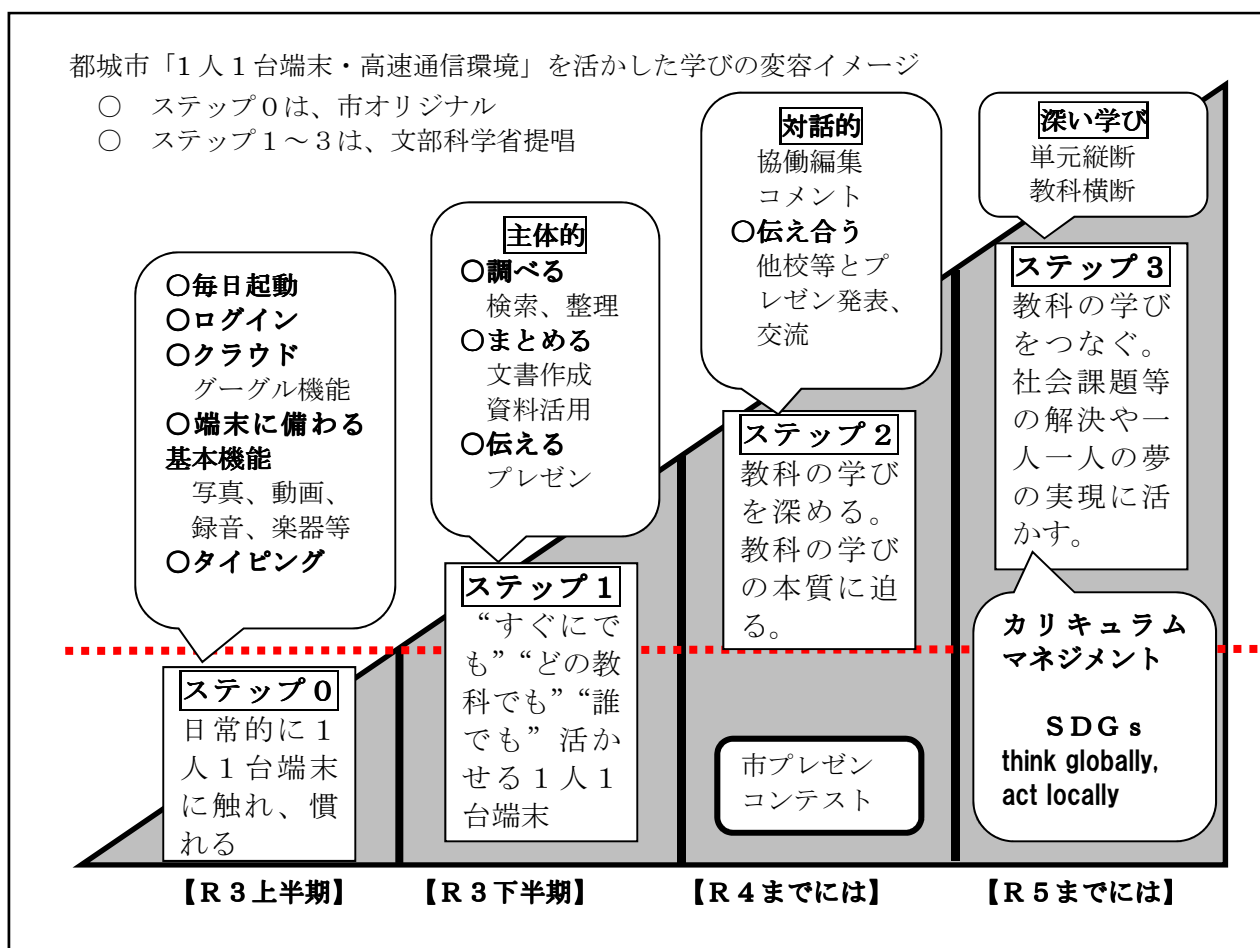
### ウ 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成

授業の中で自分の考えを書いたり、他者に説明したりする場の設定に加え、1人1台端末の活用により、協働的な学び（子どもたち同士が教え合い、学び合う学習）を実現し、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

### エ ポストコロナ時代を見据えた学習機会の保障

新型コロナウイルス感染症の発生により、学校現場では消毒や手洗いの徹底、換気や密を避けるなど様々な感染症対策を講ずることにより、学びを止めないための努力がなされました。しかし、新たな感染症の流行や災害などの不測の事態が生じ、登校が困難な状

況に陥った際も、学校における教育活動を継続し、全ての児童生徒の学習機会を保障していくことが極めて重要となります。また、そうした不測の事態が生じた時に、子どもたちが主体的に考え、適切に行動できるような資質・能力を育むことも必要です。そのために緊急時に、継続な学びが行えるよう、AIドリル導入による学習支援や授業のオンライン参加について研究を進めていきます。



### (3) ICTを活用した効果的な指導体制づくり

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のために、また、校務の効率化を図り、児童生徒と向き合う時間をつくるために、ICT環境整備計画を推進します。また、ICT機器を教師の「教具」ではなく「文具」として捉えていきます。

#### ア 教職員研修の充実

教職員のICT活用指導力を高めるために、管理職研修(学校CIO研修)や校内リー



教職員ICT研修

ダー養成研修等を実施します。また、校内研修においてもICT活用についての研修を実施します。

#### イ 統合型校務支援システム<sup>22</sup>の導入

学校における働き方改革として、教職員が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保することが重要です。

そのため、児童生徒にとって真に必要な総合的な指導を持続的に行うことのできる状況を作り出すことが求められており、教職員の長時間労働を解消し、教育の質の向上を図るためのツールとして統合型校務支援システムを導入し業務の効率化を図ります。

### 施策3 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進

#### 1 主な取組

##### (1) 就学前から中学校卒業までの一貫した特別支援体制の充実

一人一人の障がいの状態や程度に応じて適切な支援を行います。

また、学校内においても教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校全体で支援が行える体制を整備します。

#### ア 就学相談の充実

子ども一人一人に応じた、よりよい就学を提供していくために、次年度就学予定の子どもが通っている全園に就学相談案内を配布し、年2回にわたって就学相談を行います。また、保護者や園からの個別の相談も随時行います。加えて、学校や就学前の療育・保育・教育をはじめとした関係機関との連携を図ります。

#### イ 特別支援教育支援員の配置

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、各学校の実情把握に努めます。状況によっては、必要に応じて生活支援員や学習支援員といった、特別支援教育支援員の適切な配置に努めます。

#### ウ 学校環境の整備

学校施設の建替え、大規模改修の際にはバリアフリー化を基本とし、全ての児童生徒が安全に学校生活を過ごせるよう改修を行います。

特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した改修は、関係機関、保護者等と連携するとともに、障がいの程度、学校生活の状況に合わせて、スロープ・手すり等の設置に努めます。

<sup>22</sup>統合型校務支援システム：教務系（成績処理、出席管理等）、保健系（健康診断票、保健室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有するシステム。成績処理等だけでなく、情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を持つシステムのこと。

## (2) 特別支援学級、通常の学級における指導の充実

### ア 特別支援教育に係る支援訪問

学校からの要請に応じて、教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援内容や方法に関する指導・助言等を行うための支援訪問を実施します。

その際、県から任命されているエリアコーディネーター<sup>23</sup>と連携を図りながら、学校や教職員に実践的なアドバイスをを行います。

### イ 特別支援教育支援員の研修

教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の特性に応じた支援を充実させるために、特別支援教育支援員を対象とした、資質向上のための研修を行います。

### ウ 各学校と関係機関との連携の充実

各学校と教育、福祉、保健、医療等の関係機関・関係部局との連携協力を円滑にするためのネットワーク構築を支援するとともに、一人一人の障がいの状態や程度に応じた適切な支援を行います。

また、学校内においても教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、学校全体で支援が行える体制を整備します。

そのため、学校は教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画<sup>24</sup>を作成し、関係機関と連携を図った指導体制を整備します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                    | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末)      | 指標の説明  |
|-----------------------|---------------|----------------------|--|
| 個別の教育支援計画を作成している学校の割合 | 100%          | (小) 100%<br>(中) 100% | 個別の教育支援計画を作成し、きめ細かな指導を行うことが、特別な支援が必要な児童生徒に対応した教育の推進につながることから指標として設定した。<調査方法:特別支援学級の教育課程調査> |

<sup>23</sup> エリアコーディネーター：発達障がいのある児童生徒に対する教科指導上の支援方法など、具体的、実践的な支援や助言を行う。令和3年度は都城北諸県圏域に1名配置（明道小学校）。

<sup>24</sup> 個別の教育支援計画：障がいのある子どもに関わる様々な関係者が、子どもの障がいの状態等に関わる情報を共有化し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担等が示された計画。

## 施策4 教職員の資質向上

### 1 主な取組

#### (1) 小中一貫教育の推進

「都城学校教育ビジョン」の具現化のために、本市の教育的課題を踏まえた上で、その課題解決を図るための校内外の研究を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。



#### ア 小中一貫学力向上指定研究事業の推進

中学校区内の小・中学校が連携して、9か年を見通した小中一貫による学力向上研究を推進します。

#### イ 小中一貫教育の推進

授業改善や学力向上に向けて中学校区ごとに取り組むことで、小・中学校の円滑な連携と接続を図り、一貫性のある教育を推進します。

#### ウ 都城市・三股町合同教育研究会の充実

小・中学校の教職員が、各教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習の時間等の部会に分かれ、指導方法に関する調査、研究を行います。これは、学校教育活動の振興と充実を目的として、年数回、開催しています。部会では、教職員が理論研修会や授業研究会、講

演会等を実施し、資質の向上に努めます。

#### エ 市教育研究所の研究推進

市教育研究所は、市内の小・中学校の学力に関する課題解決や本市の教育施策の具現化のため、授業改善を中心に研究し、研究内容や成果等を発表します。また、授業力改善に係る研修会の企画・運営を行います。研修会では、大学の教員を講師やアドバイザーとして招聘するなど、地域の大学との連携を推進し、内容の充実化を図ります。

#### オ 授業力向上セミナーの開催

市教育研究所が中心となり、市内の教職員を講師とした研修講座を開催します。研修では、指導技術や教科の専門性等について講義及び演習を行い、児童生徒の学力向上のため、授業改善に向けた教職員の指導力向上に努めます。

## **(2) 教職員が能力を発揮できる持続可能な学習指導体制の構築**

学校教育活動及び学校事務の見直し、改善を行い、持続可能な学習指導体制を構築するため教職員の能力を発揮できる環境を整備し、心身の健康維持に努めます。

#### ア 管理職の学校経営力向上を図る取組

各学校において、校長が掲げる学校経営ビジョンに示された計画が、組織を生かして教育活動として展開されるよう、教育長による学校訪問や校長会での指導助言、学校経営ビジョン説明と自己評価に対する市教育委員会の指導、学校運営協議会における外部評価等の取組を進めます。

#### イ 教職員評価制度を活用した人材育成の推進

教職員評価制度における管理職と職員とのミーティングや適切なフィードバックの充実を図るとともに、評価結果を日常の指導に積極的に活用することにより、教職員の人材育成及び資質向上を推進します。

#### ウ 学校事務の効率化の推進

各学校において、事務職員と教職員との協働体制を確立し、教職員が児童生徒への指導に当たる時間をより多く生み出すために、共同で複数校の事務業務を効率的かつ効果的に実施する取組を充実させます。また、共同学校事務室を設置し、学校事務の円滑な業務推進及び事務職員の積極的な学校運営参画や地域や保護者のニーズに対応した教育活動について、サポートを行います。

#### エ 学校行事等の精選

学校行事等の教育活動及び研修会や会議等の効果的な縮減・精選を進めます。また、学校業務の合理化を図るために、文書の簡略化・簡素化、ICTを活用した校務支援システムの運用等、教職員の多忙化の解消に努めます。

中学校部活動については、指導時間の適正化を図るとともに、外部講師の効果的な活用

を積極的に推進します。

#### オ 教員の業務の支援

小中学校教員の教材研究の充実や児童生徒とじっくり向き合う時間を確保し、学力向上や生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の業務を支援する支援員の配置を行います。

また、児童生徒の安全・安心のため、支援員は、新型コロナウイルス感染症対策等の消毒等、防疫作業を行います。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                          | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末) | 指標の説明   |
|-----------------------------|---------------|-----------------|---|
| 自己研鑽に励み、授業改善を積極的に行っている教員の割合 | 19.6%         | 80%             | 教員の授業改善の取組についての実態を把握することが教員の資質向上につながることから指標として設定した。<br><調査方法：みやざきの教育に関する調査> |

## 施策5 学校安全の充実

### 1 主な取組

#### (1) 安全・安心な学校施設の整備

児童生徒の安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、計画的に老朽化への対応を図ります。

##### ア 学校施設整備について

「学校施設長寿命化計画」との整合を図りつつ、児童生徒の安全性の確保や適切な教育環境を目指した整備を行います。

##### イ 35 人学級への対応について

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、令和7年度まで段階的に小学校の一学級の児童数が35人まで引き下げられます。これを受け、国の動向を注視しながら計画的に教室を確保します。

##### ウ 屋外運動施設について

運動場、プール及び遊具の改修に関する総合的な年次計画を立て、整備を進めます。

##### エ 安全点検について

建築点検、消防施設点検、電気設備点検等法令で義務付けられている各種点検、及び学校保健安全法による安全点検を継続して行います。点検等により、判明した改善が必要な

箇所については、安全性、緊急性を勘案し、早急に対応します。

オ 学校施設の防犯について

委託警備会社と協力し、学校施設の防犯管理を継続して行います。

カ 学校からの施設整備要望について

学校施設は、日々教職員等により安全点検を行っており、随時、施設・環境の改善、改修要望があります。その要望に対し、安全性、緊急度を勘案し、職員による修繕等を含め迅速な対応を行います。



学校に設置した洋式トイレ

キ 洋式トイレの設置について

学校施設は児童・生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためにはその機能性の確保は不可欠です。家庭や公共施設のトイレが洋式化している中、質の高い教育活動を提供できるよう学校においてもトイレの洋式化を行い、教育環境の改善を図ります。

## (2) 実践的な安全教育と防災教育の推進

児童生徒が、生涯にわたり自ら安全な行動ができるとともに、安全・安心な社会づくりに貢献する意識を続けることができるための安全教育を推進します。

まず、危機管理マニュアル及び学校安全計画に基づき、定期的な避難訓練（火災・地震・噴火・風水害等）や交通安全教室を実施し、安全に関して適切に判断する力や実践的な行動を育成します。

その中で、警察官・消防士・防災士等の専門家の活用を促進し、教職員の資質向上にも努めながら、生命尊重を基盤とした安全教育の推進に努めます。

また、防災教育全体計画に基づき、関連教科及び学級活動・道徳・総合的な学習の時間を通して、自然災害発生時における、自らの安全を守る行動の育成や防災意識の向上を図るための訓練等、学習指導の工夫・充実を推進します。

その際、県教育委員会が作成した「防災教育の手引き」や防災教育資料、DVD教材の活用を促進します。

## (3) 実践的な環境教育の推進

太陽光発電事業を実施する民間事業者に対し、本市の学校施設の屋上及び屋根を貸し出します。太陽光パネルを設置することで、SDGs<sup>25</sup>の17のゴールのうち、7番目の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」を実践し、再生可能エネルギーの普及拡大、及び学

<sup>25</sup> SDGs (Sustainable Development Goals) は持続可能な世界を実現するために、世界中の国が共通して解決しなければいけない福祉、環境、教育などの課題を17の目標（ゴール）で示したものです。



校教育への貢献、並びに行政財産の有効活用を図ります。また、防災コンセントも備え、災害時に体育館が避難所になった際の電源確保にも役立てます。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の影響を踏まえた教育活動の推進

新型コロナウイルス感染症については、社会全体が長期的な対応が求められる状況となっており、コロナとともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子どもたちの健やかな学びを保障することが重要です。

学校教育活動の実施にあたっては、国の感染症予防ガイドラインをもとに、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを誰一人取り残すことなく学びを保障するという観点に立って対応します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                               | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末) | 指標の説明  |
|----------------------------------|---------------|-----------------|--|
| 避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施している学校の割合 | 83%           | 100%            | 専門的・実践的な防災教育を行うことが、非常時に適切に行動できる児童生徒の育成や教職員の資質向上につながることから指標として設定した。 |
| 小中学校トイレの洋式化の割合                   | 52.2%<br>(R2) | 63.6%<br>(R6)   | 質の高い教育活動を提供できるようトイレの洋式化を行うことが、教育環境の改善につながるために指標として設定した。            |
| 屋内運動場の非構造部材の耐震化の促進               | 19 棟/52 棟     | 21 棟/52 棟       | 照明器具の落下防止や家具の転倒防止等対策工事を行うことで、安全な教育環境を提供できることから指標として設定した。           |

## 施策6 学校規模の適正化及び小規模校の振興

### 1 主な取組

#### (1) 学校規模の適正化及び小規模校の振興

##### ア 学校規模の適正化

都城市小・中学校適正配置方針については、平成 27 年度に文部科学省が示した学校適正規模の指針に基づき、見直しを図ります。その活用にあたっては、保護者や地域住民の要望等にも十分に配慮して検討を進めます。

##### イ 小規模校における教育環境の改善

地域や学校の特性に応じて、学校運営協議会と連携し、地域の人財・文化といった資源を生かした教育内容の工夫、大規模校との交流、小中一貫教育の推進等を図りながら、児

童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導方法の改善が行われるよう支援します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                  | 現状<br>(R 元年末)             | 目標値<br>(R 8 年度末)                           | 指標の説明   |
|---------------------|---------------------------|--|---|
| 5年毎の小・中学校適正配置方針の見直し | H29 年度に<br>適正配置方<br>針の見直し | R 4 年度に適<br>正配置方針の<br>見直し<br>(5年毎の見<br>直し) | 1歳から5歳の人数が把握でき、学校の将来像が見える5年に一度、適正配置方針の見直しを実施するために指標として設定した。 |

## 施策の方向性2 子どもの社会を生き抜く力を伸ばします。

### 施策1 キャリア教育の推進

#### 1 主な取組

##### (1) 学校におけるキャリア教育の推進

児童生徒が、将来、社会的・職業的に自立するために必要となる基礎的・汎用的能力<sup>26</sup>を育てます。各学校においては、児童生徒の実態に応じて、学校の全教育活動において実践します。

具体的には、豊かな体験を通じて、直接、基礎的・汎用的能力を育てる取組を実施します。また、各教科等の授業においても学習内容を学ぶ過程で基礎的・汎用的能力を育てます。そうすることで、児童生徒に「働くことの意義」だけでなく、「学ぶことの意義」も理解させ、学習意欲の向上へつなげます。

さらに、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、キャリア・パスポートを作成し活用します。このパスポートを特別活動を中心としつつ各教科等と往還しながら活用することで、学びを蓄積しそれを社会や将来につなぎ、主体的に学ぶ力を育成します。

#### 2 施策推進のための管理指標

| 指標                              | 現状<br>(R元年末)         | 目標値<br>(R8年度末)     | 指標の説明  |
|---------------------------------|----------------------|--------------------|--|
| 「将来の夢や目標をもっている」と肯定的に回答した児童生徒の割合 | (小)86.7%<br>(中)75.8% | (小)100%<br>(中)100% | 小・中学校の終了段階での児童生徒の実態を把握することが勤労観、職業観を系統的に育成することにつながることから指標として設定した。<調査方法：全国学力・学習調査> |

### 施策2 家庭や地域の教育力の向上

#### 1 主な取組

##### (1) 家庭の教育力向上に向けた取組の充実

ア 家庭における基本的な生活習慣や家庭学習習慣の定着

家庭における生活習慣や家庭学習の習慣を身に付けさせるために、家庭での生活リズム

<sup>26</sup>基礎的・汎用的能力：分野や職種にかかわらず社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力であり、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。

ムの確立及び家庭学習の手引き等の活用を進めます。

#### イ 家庭教育学級活動の支援

家庭教育力の向上を図るため、保育園・幼稚園、小・中学校等の家庭教育学級により実施されている子育てについての関連事業との連携を図り、子どもの発達段階に応じた体系的・総合的な学習機会を提供します。

#### ウ 家庭の日<sup>27</sup>の普及・啓発

家族の絆を築くため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、広く市民に啓発するとともに、スポーツ少年団と中学校部活動の指導者に「家庭の日」の理解を促し、第3日曜日は練習を休むなどの対応を進めます。また、親子で参加できる地域行事の推進を図ります。

## (2) 地域の教育力向上に向けた取組の充実

家庭・学校・地域の連携を図り、子どもが地域活動や社会体験、生活体験に参加できる環境づくりを推進します。

#### ア 地域に根ざした体験・交流活動の充実

子どもが郷土への愛着と誇りを持ち、地域活動や社会体験、生活体験に参加できる環境づくりを目指します。そのために、公民館が、地域における学習支援の拠点・活動拠点となれるように支援をします。

#### イ 地域の子ども会の活動の支援

子どもが自主的に魅力ある活動ができるよう、ジュニア・リーダー<sup>28</sup>を育成し、各単位子ども会等への指導派遣を支援します。

また、子ども会運営にとって大事なサポート組織である、個々の子ども会育成会<sup>29</sup>に対して、子ども会への関わり方等について助言、支援をします。



ジュニア・リーダー活動

## (3) 市民の教育活動への参画の充実

地域の団体等が協働・連携して取り組むことで、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の形成を図り、地域づくりや地域の教育力の向上を支援します。

また、家庭・学校・地域や市民団体、青少年育成協議会等の連携を強化し、地域ぐるみ

<sup>27</sup>家庭の日：青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深めるための日として、第3日曜日を「家庭の日」として制定した（「宮崎県青少年健全育成条例」（S52））。

<sup>28</sup>ジュニア・リーダー：子どもの手による子ども会活動の計画・運営をアドバイスする中学生から高校生生のグループです。本市には「ジュニア・リーダークラブ蒲公英」があります。

<sup>29</sup>子ども会育成会：子ども会に属する子どもたちの保護者や指導者を中心に組織された会。

で子どもの健全な育成を推進します。

青少年の健全な育成を推進するために、青少年育成協議会や少年補導委員連絡協議会等との連携を強化し、見守り活動や非行防止等の地域活動を推進します。

また、青少年が犯罪に巻き込まれないように、学校における児童生徒の教育に加え、大人の家・地域向けの講話・研修等の参加を推進するなど、情報モラル教育を展開します。

#### (4) 放課後子ども教室の環境整備

放課後や週末等に学校の教室や社会教育施設等を利用して、安全・安心な子どもの居場所、遊び場を設け、勉強やスポーツ、文化活動、体験活動、交流活動等を地域の大人の協力を得ながら取組めます。

また、現在の教室の運営を更に充実させ、「都城市放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携型（モデル）を実施します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                | 現状<br>(R元年末) | 目標値<br>(R8年度末) | 指標の説明  |
|-------------------|--------------|----------------|--|
| 家庭教育学級<br>生数      | 2,173名       | 2,700人         | 同年代の子どもを育てる保護者等が家庭教育について共に学び、意見や情報を交換することが、必要な知識や技術を学習する機会となり、家庭の教育力の向上につながることから指標として設定した。 |
| ジュニア・リーダーの<br>会員数 | 16人          | 28人            | 子ども会活動において指導的立場であるジュニア・リーダーを育成することが、子ども会活動の活性化を推進することにつながるために指標として設定した。                    |
| 家庭の日の認知度          | 約40%         | 80%            | 青少年の健全な育成に関し、家庭の役割について、市民の理解を深めるため家庭の日の認知度を指標として設定した。隔年でふれあいアンケートにて認知度を調査。                 |

### 施策3 豊かな心を育む教育の推進

#### 1 主な取組

##### (1) いじめ・不登校・非行の未然防止

児童生徒にとって魅力ある学校づくりを推進するとともに、教育相談体制の充実を図

ります。

#### ア 生徒指導体制・教育相談体制の充実

都城市いじめ防止条例、都城市いじめ防止基本方針・学校いじめ防止基本方針に基づき、定期的なアンケートや教育相談によるいじめ等の早期発見に努めるとともに、校内のいじめ不登校対策委員会等を活用した早期対応を図ることで、いじめ防止及び不登校対策に適切に取り組めます。

また、スプリング教室（適応指導教室）との連携を図り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用を促進しながら、教育相談体制の整備に努めます。さらに、市少年補導委員との連携を図りながら、青色回転灯パトロールの活動を推進し、校外における児童生徒の健全育成に努めます。

#### イ 情報モラル教育の充実

有害情報から青少年を守るとともに、インターネットやSNS等の利用に関する情報モラルの向上に努めるために、各学校における情報モラル教育の実施を推進し、保護者及び地域に対しても研修等への参加を推進します。

## （２）道徳教育の充実

各学校の推進体制や研修体制を充実させ、家庭や地域との連携を深めるとともに、「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図ります。

#### ア 各学校における道徳教育の充実

各学校における道徳教育については、学校長の明確な方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の体制づくりが確立されるように努めます。道徳教育を進めるための全体計画等の指導計画を作成し、実践しながら、次年度に向けての見直しも同時に行います。

また、月一回「命の大切さを考える日」を各学校で設定し、全市をあげて「心の教育」を徹底させる取組を推進します。

#### イ 道徳の時間の充実

都城市・三股町合同教育研究会の一貫として、道徳教育の研修会を実施し、教員の指導力の向上を図ります。研修会の中では、「特別の教科 道徳」についても研究を深め、更なる充実を図ります。

また、道徳の時間だけでなく、各教科や日常の生徒指導等、学校の教育活動全体を通じた道徳性を養う指導の充実させるために教職員の共通理解を図ります。

#### ウ 学校と家庭・地域との連携

参観日やオープンスクールでの道徳の時間の授業公開の実施を推進し、家庭や地域住民の道徳教育に関する諸活動への理解、参加や協力を得るための取組に努めます。

## （３）人権教育の充実

各学校において、児童生徒一人一人がこれからの社会を生きていくために必要な人権

に関する資質や能力の育成に努めます。特に、児童生徒が自己を理解し、自分を大切に  
する自尊感情を育てるとともに、他者を理解し、一人一人の違いを個性として認める気持ち  
を育みます。

人権教育を積極的に推進する意欲と実践力に富んだ教職員の育成を目指して、中学校  
区内の小・中学校の教職員に対して、地区別学校人権教育研修会を実施します。研修は、  
道徳の研究授業や外部講師を招聘するなど、教職員の日々の指導に生かせる内容としま  
す。

#### **(4) 人権が尊重される社会をめざす教育の推進**

##### **ア 人権学習の推進**

家庭教育、学校教育、社会教育、企業内教育等のあらゆる機会において、様々な人権問  
題に対し、市民の理解と認識をより一層深め、人権が尊重される社会をめざし、教育を推  
進します。

毎年、学校や地域と連携し、人権標語の募集を通して、人権について考える機会を増や  
します。また、入賞標語は、各小・中学校、社会教育施設等に掲示し、更なる啓発を図り  
ます。

##### **イ 人権啓発活動の推進**

人権問題が複雑化・多様化する中、国や県、民間団体との連携、協働の強化に努め、人  
権啓発活動の効果的な推進を図ります。

本市では、人権啓発推進協議会を設置し、幹事会や全体会を開催し、啓発活動も実施し  
ます。

特に、人権啓発強調月間や人権週間に、講演会や研修会等を実施し、人権が市民一人一  
人の身近な問題であるとの認識が深まるような啓発活動を推進します。

#### **(5) 体験活動の充実**

児童生徒の自然体験やボランティア活動を含めた社会体験等を通じて、豊かな人間性  
や生涯にわたって生き抜く力が身に付くようにします。学校の教育課程内で実施される  
体験活動においては、学校運営協議会を通して、経験豊かな地域住民や施設等の教育的資  
源を利用した体験活動を実施します。

また、地域で行われる行事においても、学校が積極的に連携を図り、児童生徒が参加で  
きる体制を整え、地域住民と世代間交流ができるように努めます。

#### **(6) 文化・芸術活動の充実**

児童生徒に優れた文化・芸術、郷土の民俗芸能を鑑賞する機会やふれる機会を提供する  
ことにより、豊かな情操の育成を目指します。

そのために、図書館、美術館、都城島津邸及び都城歴史資料館等の教育施設の活用に向

け、積極的に啓発を行います。学校のニーズに合わせた文化財課の出前授業では、古代の生活様式の体験や出土遺物に触れてもらうなど、郷土の文化・芸術・歴史を身近に感じることができる機会をつくります。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標   | 現状<br>(R 元年末)          | 目標値<br>(R8 年度末) | 指標の説明   |
|--|------------------------|-----------------|---|
| 「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思っている」と思う児童生徒の割合                  | 小学校 98.1%<br>中学校 97.0% | 100%            | いじめは絶対に許されるものではないと思うことが、自分や他人を大切にすることを育てることにつながることから指標として設定した。＜調査方法：全国学力学習調査＞ |
| 「人の気持ちが分かる人間になりたい」と思う児童生徒の割合                             | —                      | 100%            | 人の気持ちを理解することが、望ましい人間関係をつくる上で大切であることから指標として設定した。＜調査方法：全国学力学習調査＞                |
| 各学校が年 1 回以上インターネットや SNS 等に関する情報モラルに関する外部講師による指導を行った学校の割合 | 100%                   | 100%            | 今後、情報モラルに精通した指導が必要であることから指標として設定した。   |
| 都城市人権啓発推進協議会委員の数   | 184 名                  | 200 名           | 市内各種の事業所等に対し、人権啓発意識の高揚を図り、多くの企業が協議会委員として活動することが、人権啓発の推進拡大につながることから指標として設定した。  |
| 市の人権啓発標語応募数  | 5,094                  | 5,461           | 小中学生から幅広い年代の市民一人一人が標語を考えることで、人権意識の高揚や人権感覚を養うことにつながることから指標として設定した。             |
| 人権啓発講演会参加者数  | 646 名                  | 850 名           | 講演会を開催し、市民一人一人の人権感覚を高めることが、明るく住みよい社会づくりを促進することにつながることから指標として設定した。             |



## 施策4 健やかな体を育む教育の推進

### 1 主な取組

#### (1) 体力向上に向けた取組の推進

各学校において、体力・運動能力調査結果を踏まえた体力向上プランを策定し、継続的に取組みます。そのために、一校一運動<sup>30</sup>を推進します。

また、中学校の保健体育科の武道領域における指導の充実を図るために、必要に応じて学校へ武道育成者を派遣し、安全性に十分配慮した武道指導を充実します。

#### (2) 学校保健活動の充実

児童生徒の心身の健康課題を正確に把握するため、学校において担任や養護教諭を中心に学校全体での児童生徒の健康観察に努め、課題に応じた健康教育を学校全体で行います。

学校で把握した健康課題に併せて、薬物乱用防止教育や、飲酒・喫煙防止教育、アレルギー教育等について、より深く専門的に学ぶ場として、学校保健委員会を活用し、保護者を含めた健康教育を行います。

また、コロナウイルス感染症やその他の感染症の予防方法や環境衛生が心身に与える影響について、各学年の理解度に応じた教育を行い、児童生徒が自ら家庭でも予防活動を行えるよう、実用的な教育を実施します。

むし歯の予防方法を正しく伝え、児童生徒が自ら虫歯予防を継続できるよう学校の体制を整えます。そして、むし歯に罹患した後の治療率については、100%を目指し、継続した受診勧奨を行います。

近年の児童生徒に見られる第二次性徴の出現の早さに的確に対応できるよう、日頃の様子について、家庭と綿密な連絡をとり、学校全体で把握し、慣例にとらわれず、外部の講師を招聘するなどの事業を活用します。

小・中学生の時期からの肥満については、重大な健康課題として捉え、肥満度について正確に把握し、指導の対象者には、家庭環境を十分に考慮に入れつつ、家族ぐるみでの改善を推進します。

#### (3) 食育の推進

栄養教諭を中心に児童生徒に望ましい食習慣が身に付くよう、保護者や地域との連携を図りながら「食育」の推進に努めます。

各学校においては、全教育課程の中で食育に取り組めます。栄養教諭が未配置の学校へは、より専門的な食育を実施するために、講師として栄養教諭を派遣する事業を行います。

また、食に対する興味・関心を高めるとともに、調理する方への感謝の気持ちや自己肯

<sup>30</sup>一校一運動：各学校の特色として全校一斉に行っている体力向上に向けた取組。

定感を育てるために、児童生徒が弁当をつくり学校に持ち寄る「弁当の日」の取組を推進します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                               | 現状<br>(R元年末)         | 目標値<br>(R8年度末)       | 指標の説明  |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|--|
| 全国体力・運動能力テスト結果（体力合計点）            | 小学5年、中学2年ともに県平均を下回る。 | 小学5年、中学2年ともに県平均を上回る。 | 児童生徒の現状を把握することが、体力向上の取組の工夫改善につながるため、県平均以上を継続させるために指標として設定した。<br>＜調査方法：全国体力・運動能力、運動習慣等調査＞ |
| 栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数の割合 | 25校<br>46.3%         | 54校<br>100%          | 1校1学年を目標に、全小・中学校において、栄養教諭・栄養職員の専門性を生かした取組を行うために指標として設定した。                                |

## 施策5 健やかな心身を育む学校給食の充実

### 1 主な取組

#### (1) 安全・安心な学校給食の安定的な提供

施設・設備等の環境整備と衛生管理体制の充実により、異物混入や食中毒等の発生を防止し、安全・安心な学校給食の提供に努めます。

##### ア 給食センター等の整備

施設、調理設備・調理機器、配送車等の適切な修繕及び計画的な更新により、安全な施設環境を整え、適正に維持管理します。



都城学校給食センター

##### イ 衛生管理体制の充実

「学校給食衛生管理の基準」に基づく施設職員の衛生管理研修の充実を図るとともに、「大量調理施設衛生管理マニュアル」により衛生管理の

徹底に努めます。

#### ウ 危機管理体制の充実

「食中毒・感染症予防行動マニュアル」に従い、食中毒発生やノロウイルス等の感染を防ぐとともに、万一の場合、迅速な対応が取れるよう危機管理体制の充実に努めます。

#### エ 学校給食センターの効率的な運営

市内5箇所の学校給食センターにおいて、効率的な運営に努めます。

#### オ 学校給食費の公会計化

学校給食費の徴収・管理業務に公会計方式を導入し、教職員の負担軽減を図るとともに、保護者の利便性や学校給食費運用の透明性の向上に努めます。

## (2) 学校給食の献立内容の充実

成長期の子どもの発育に必要な栄養を確保した安全・安心な給食の提供はもとより、地場産物を活用した特色ある献立作りに努めます。

#### ア 地産地消の推進

地場産物を活用した特色ある献立「ふるさと給食」の提供により、地元産食材の良さを伝え、愛郷心を育みます。



ふるさと給食

#### イ 行事食、和食、郷土料理の活用

季節を感じられる行事食、日本の食文化である和食、地域の郷土料理等を積極的に献立に取り入れることにより、ふるさとの伝統的な食文化の魅力を伝え継承します。

#### ウ 食物アレルギーに配慮した献立の作成

食物アレルギー対策として、アレルゲンの少ない食材の選定、アレルゲンが重ならないよう配慮した献立の作成に努め、原材料について詳細に記載した献立表を配付します。併せて、学校並びに食物アレルギーのある児童生徒の保護者からの相談等にも随時対応します。

## (3) 学校給食を活用した食育の推進

学校給食を「生きた教材」として、栄養教諭を中心に学校・家庭・地域との連携を図りながら食育を推進し、学校給食への理解と関心を深めます。

#### ア 「給食だより」、「献立表」と施設見学及び試食の活用

毎月発行する「給食だより」、「献立表」及び施設見学時の試食等において、学校給食における取組を効果的に発信し、学校給食への理解と関心を深めます。

#### イ 6次産業化商品の活用

地域で生産された地場産物を活用した6次産業化商品を献立に取り入れることにより、

生産から消費までの食の循環への理解を深めます。

#### ウ 食品ロス削減への取組

SDGs のゴールのひとつである「つくる責任、つかう責任」に「2030 年までに世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させる」という目標が挙げられており、令和元年 10 月 1 日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを受け、学校給食における食品ロスの削減に取組み、環境を意識した食育を推進します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                               | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末)      | 指標の説明  |
|----------------------------------|---------------|----------------------|--|
| 学校給食で使用する食材（牛、豚、鶏、青果）の地元産使用割合の向上 | 75%           | 76%                  | 地産地消への取組推進として、学校給食における地場農畜産物の使用割合（金額ベース）を指標として設定した。              |
| 施設見学数                            | 26 団体         | 施設見学<br>団体数<br>35 団体 | 施設見学が学校給食への理解及び食育の推進につながることから指標として設定した。                          |
| 「ひむか地産地消の日（毎月 16 日）」の取組          | 年 10 回        | 年 11 回<br>(夏休みは除く)   | 県の推奨する「ひむか地産地消の日」の取組を開始し、月に 1 回地場産物の活用に力を入れた給食を提供するために指標として設定した。 |

## 施策の方向性3 愛郷心のある子ども及び世界に羽ばたくグローバルな子どもを育みます。

### 施策1 ふるさに学び、誇りや愛郷心を育む教育の推進

#### 1 主な取組

##### (1) 学校における「ふるさと教育」の充実

地域素材や地域人財を積極的に学校教育に活用することにより、ふるさと都城の自然や歴史、文化、産業に親しませ、ふるさと都城に対する誇りを育み、将来の都城を担う児童生徒を育成します。

##### ア 市公共施設及び歴史的建造物等の活用の促進

図書館、美術館、都城島津邸及び都城歴史資料館等の施設を利用した児童生徒の学習を促進するために、各施設において、入館料の免除等を行います。また、設備や展示物の充実、展覧会等を企画するなどの取組も進めます。

##### イ 都城歴史資料館を活用した平和に関する学習の取組

児童生徒の平和学習として、戦時中の都城の様子を展示している都城歴史資料館の活用に向け、学校等に周知を図ります。また、児童生徒が都城の歴史を知り、愛郷心を育む機会となるように、職員が展示物の解説を行うなど取組みます。



歴史資料館での平和学習

##### ウ 「都城の歴史と人物」の副読本及びDVDの活用

「都城の歴史と人物」の副読本とDVDを各学校に配付し、社会科を中心とした各教科等の授業における活用促進を図ります。

また、具体的な活用を図るために作成した実践集を計画的に改定します。

##### エ 総合的な学習の時間に対する支援事業の推進

各学校において取り組まれる総合的な学習の時間について、学習の充実を図るために外部講師を招聘する費用等を支援します。

##### (2) 地域における「ふるさと教育」の充実

自治公民館、PTA、子ども会やまちづくり協議会等が連携、協働し、児童生徒にふるさとへの誇りと愛郷心を育てます。また、地域の伝統文化にふれる機会を増やしたり、地域の祭り等へ児童生徒が参加したりすることにより、地域住民との世代間交流を通して

豊かな人間性を育てます。

#### ア 地域ボランティアへの参加

児童生徒が、地域の祭りやイベントに運営スタッフやボランティアとして積極的に参加できるよう環境を整え、学校だけでは気づくことの出来ない地域の情報や、様々な人とのつながりを通して、地域で暮らしているという自覚を醸成していきます。

#### イ 地域人財の積極的な活用

地域の高齢者から、昔の暮らしや方言、遊びなどを教えてもらうことにより、地域の歴史や文化を知るきっかけを作ります。

また、ミシンボランティア<sup>31</sup>等、教科担任だけでは指導に苦慮する場面においても、地域の人財の協力をあおぎ、地域との交流を深めます。

#### ウ 伝統芸能の継承

地域に伝わる伝統芸能の継承を目指して、学校が保存会との連携を深め、児童生徒が積極的に関わるよう努めます。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                                      | 現状<br>(R元年末)           | 目標値<br>(R8年度末)     | 指標の説明   |
|---|------------------------|--------------------|---|
| 「今、住んでいる地域の行事に参加していますか」に肯定的に回答する児童生徒の割合 | (小) 75.8%<br>(中) 62.3% | (小) 90%<br>(中) 70% | 地域に対する誇りや愛着を育てることが、具体的な活動へつながっていることから指標として設定した。＜調査方法：全国学力・学習調査＞ |

## 施策2 グローバルな視野を持ち、世界で活躍するための教育の推進

### 1 主な取組

#### (1) グローバル化に対応した教育の推進

グローバル化が進行する社会において、児童生徒が、早い段階から、多文化や多言語に触れる機会を増やし、様々な経験を積み重ねることで、世界で活躍できる人材を育成します。

<sup>31</sup> ミシンボランティア：家庭科のミシンの授業の際に補助員として来ていただく地域のボランティア

## ア 英語教育の充実

A L Tを効果的に活用するための小・中学校訪問計画を策定し、生の英語にふれる機会を増やします。

また、小学校における外国語活動や小・中学校における外国語（英語）の授業を充実させるため、研修を実施し、A L Tとの効果的な指導法を共有します。さらに、児童生徒に英語による発信力を身に付けさせるための指導の工夫改善を図ります。

なお、小学校における外国語教育については、児童の発達に応じた指導の充実を図ります。



ALTによる授業

## イ 中学生海外交流事業の充実

派遣事業においては、派遣国先への理解を深めるとともに、日本や育った地域の文化や伝統への興味・関心を高めます。また、受入事業に関しては、学校生活を共に過ごすだけではなく、日本文化にふれる時間を取り入れ、学校全体での取組を推進します。



中学生海外交流事業

## ウ 国際交流員の活用

本市では、平成11年から、友好交流都市である中華人民共和国重慶市江津区ならびにモンゴル国ウランバートル市と、相互理解と協調を基本として、芸術文化での交流、経済協力といった各分野と、行政間交流を実施しながら、友好親善を図っています。また、中国及びモンゴル国に英語圏の国際交流員も加え、小・中学生に歴史や文化、さまざまな言語に触れる機会を増やし、国際理解を深める活動を推進します。



国際交流員による授業

## エ 友好交流都市との交流の促進

友好交流都市との深い絆を生かし、両都市の特性や地域性を生かした交流を計画的に

実施することにより、国際的で広い視野を持ったグローバル社会に対応できる人材を育成する教育を進めます。



友好交流都市への訪問（モンゴル国ウランバートル市）（コミュニティ文化課提供）

#### オ 外国にルーツを持つ子どもの支援

日本語の理解が困難な状態で転入した外国にルーツを持つ児童生徒が、学校生活に適応し、円滑にコミュニケーションできる環境を整備するため、通訳者を配置し、子どもたちが多文化を理解し、受け入れ、共生していく社会づくりを促進します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                         | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末) | 指標の説明   |
|----------------------------|---------------|-----------------|---|
| 外国語指導助手(ALT)<br>配置人員数(単年度) | 17 名          | 27 名            | 外国語教育の充実を目指し、小学校の外国語活動及び外国語科、さらに中学校の外国語科の授業において、児童生徒が生きた英語に触れる機会を増やすために指標として設定した。 |



## 施策の方向性4 誰もが意欲を持って学べる環境を創ります。

### 施策1 生涯学習・社会教育の振興

#### 1 主な取組

##### (1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の機会と施設機能の充実

本格的な人口減少時代を迎え、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来が予想される中、市民一人一人の生涯学習に対するニーズの多様化に対応し、新たな学びに取り組んだり、改めて学び直しをしたりしながら、自らを磨き成長し続けられるよう、多様な学習機会を充実させるなどの環境づくりを進めます。さらに、それぞれが身に付けた知識や技能、技術等を地域に還元することができる仕組みを構築します。

常に新しい知識を吸収し豊かな心を培い、よりよい人生の創造と自己啓発を目指した、市民自ら企画・運営する民間主導型の生涯学習講座の開設に努めます。

地域の拠点施設である社会教育施設の望ましい在り方、役割について、調査・研究するとともに、機能の充実を図ります。

##### ア 生涯学習の機会の充実

生涯学習社会<sup>32</sup>の形成と市民の生きがいつくり、自己実現を図るために、学習機会の拡充や生涯学習指導者の育成、人財ネットワークの充実、さらに学習成果を地域に還元する仕組みづくりに努めます。

市民団体、グループの生涯学習活動を支援する一環として、市役所（ハロー市役所元気講座）や企業・組合（ハロー元気講座）等から講師が出向き、市の様々な制度の説明や企業等の専門的な知識を生かした講座や実習を行う出前講座の内容の充実に努めます。

##### イ ボランティア指導者の発掘

生涯学習推進に必要な事業として、学習機会や情報の提供、学習成果の発表等のよか・余暇・楽習ネットワーク事業について、講師となるボランティア指導者の発掘に努めます。

##### ウ 市民大学講座の充実

幅広い知識と深い教養を身に付けるとともに、受講生相互の交流と親睦を図り、さらには市民文化の向上、生活課題や地域課題の解決に役立つ講座の充実に努めます。

##### エ 社会教育施設機能の充実

多種多様化した市民の生涯学習活動の機会づくりのため、老朽化した公立公民館等の



「わたしステキでショー」での発表会

<sup>32</sup> 生涯学習社会：人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会（文部科学省 HP、生涯学習社会の実現・総論より抜粋）

整備を、その地区の特性や人口動態を加味しつつ、地区住民の意見に配慮しながら順次進めます。

## (2) 社会教育の充実

社会教育関係団体の育成や支援を行うことで、地域の活性化や人的ネットワークの形成を促進します。

社会教育関係団体の活性化のためリーダーの養成を図り、情報交換や研修の機会を充実させ、地域の課題に取り組む活動を支援します。

都城市社会教育関係団体等連絡協議会は、社会教育を基本に、まちづくり、環境、健康等の広い分野に関わっている 20 の団体で組織されています。本市は、これらの団体の活動を、関係部局と連携し、今後も継続して支援します。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                      | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末) | 指標の説明  |
|-------------------------|---------------|-----------------|--|
| ハロー市役所元気講座及びハロー元気講座受講者数 | 17,184 名      | 18,500 名        | 講話や実習を行う出前講座を開講することで、市民の生涯学習活動を支援することにつながることから指標として設定した。 |

## 施策2 生きる力を育む読書活動の推進

### 1 主な取組

#### (1) 学校における読書活動の推進

児童生徒一人一人に望ましい読書習慣を身に付けさせ、積極的に学校図書館を活用しながら学習していく態度を育成するために小・中学校に図書館サポーターを配置します。

図書館サポーターは、学校図書館の整備や、お薦めの本紹介コーナーの設置、季節に応じた掲示物の作成など読書環境づくりに努めます。また、教職員と連携を図りながら、授業に必要な資料等の助言や資料選定の支援を行うなど、読書活動を推進します。

## (2) 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館や高城図書館では、家族で訪れ、読書に親しむことができるワークショップや企画、展示を数多く実施し、発達段階に応じて図書館を利用する機会を醸成し、幼少期からの読書活動を推進しています。



都城市立図書館内部

さらに、市立図書館では、館内の通路には約 800 個の木箱型書架を設置し、季節に応じた本や様々なテーマに沿った本を紹介するなど、ショッピングモールのように館内を歩きながら、本と巡りあう取組も進めています。

また、遠隔地の利用者のために移動図書館車「くれよん号」を配備しています。約 4 千冊の本を乗せて小学校や公民館を中心に市内 26 か所を巡回しています。効率的に、またより多くの需要に対応できるよう随時、巡回方法の見直しを図っています。

また、遠隔地の利用者のために移動図書館車「くれよん号」を配備しています。約 4 千冊の本を乗せて小学校や公民館を中心に市内 26 か所を巡回しています。効率的に、またより多くの需要に対応できるよう随時、巡回方法の見直しを図っています。

その他の読書活動の推進の取組として、こども課や読み聞かせボランティアと協力して、4 か月健康相談の場で行っているブックスタートの周知広報に努め、親子での参加者の増加を図ることにより、読み聞かせや本に親しむ環境の重要性への理解と関心を高めます。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標              | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末) | 指標の説明                               |
|-----------------|---------------|-----------------|-------------------------------------|
| 市立図書館年間<br>来館者数 | 1,099,257 人   | 1,138,000 人     | 市立図書館の来館者数が図書館の活用度を示すことから指標として設定した。 |

## 施策の方向性5 芸術文化の振興及び歴史と地域文化資源の継承を図ります。

### 施策1 芸術文化の振興

#### 1 施策の方向性及び主な取組

##### (1) 作品鑑賞の機会の提供

市民の芸術文化への意識を深めるため、地方では、見る機会の少ない国内外の優れた美術作品を鑑賞する機会を提供するための収蔵作品展（常設展）や特別展を開催します。

##### (2) 美術に関する資料の収集・調査研究

地域の美術に関する調査を進め、資料等を収集・調査研究し、市民の財産として後世に伝えます。

また、収集した資料等の調査研究の成果をもとに展示や刊行物等で情報を提供します。

##### (3) 人材育成及び芸術文化の交流の推進

ア 市民の芸術文化意識の向上

都城市美術展の開催を通して、市民の芸術文化への意識を高め、芸術を創造する人材の育成を図ります。

イ 作品発表の場や交流機会の提供

美術愛好家や美術グループに展示室の一部を「市民ギャラリー」として貸し出し、作品発表の場や愛好家同士の交流の機会を提供します。

ウ 学芸員の育成

芸術文化活動を充実させるために、不可欠である学芸員の育成及び計画的な採用を行います。



都城市立美術館

#### (4) 美術館収蔵品の充実や適正な保存

##### ア 収蔵作品の充実

都城出身の作家や、その作家に影響を与えた作家等の作品を収集し、収蔵作品の充実を図ります。



山内多門「金剛山」



山田新一「湖上客船」

##### イ 収蔵作品の適正管理

収蔵作品の適切な保存に努め、収蔵庫の環境管理を徹底し、作品の適正な保存管理及び計画的な修復に努めます。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標         | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R8 年度末) | 指標の説明  |
|------------|---------------|-----------------|--|
| 美術館の年間入館者数 | 23,472 人      | 30,000 人        | 収蔵作品展（常設展）、特別展等を含めた利用状況を把握することが重要であることから指標として設定した。 |
| 作品の収蔵点数    | 1,241 点       | 1,263 点         | 収蔵作品の充実を図ることは、企画運営上、重要なため指標として設定した。                |

## 施策2 歴史と地域文化資源の保存・継承・活用

### 1 主な取組

#### (1) 学びの機会の提供

あらゆる世代の人々が郷土の歴史・文化を楽しみながら学び、郷土への誇りと愛情を育むために、都城島津邸や都城歴史資料館等での展示の企画内容の充実に努めます。

##### ア 都城島津邸の展示の充実

都城島津邸は県内唯一の公開承認施設としての役割を認識し、適切で模範的な文化財の保存・展示に心がけます。



都城島津邸内にある都城島津伝承館

展示では、都城島津家に伝来した史料などの収蔵史料を中心とした収蔵史料展・企画展をはじめ、他の施設が保存する著名な国宝・重要文化財等を活用しながら、さらに魅力ある特別展を開催し、市民が重要文化財等を身近に鑑賞できる機会の充実に努めます。

##### イ 都城歴史資料館等の展示の充実

都城歴史資料館等では、収蔵資料を活用し、学校の歴史の授業や歴史的な節目に合わせたタイムリーな展示を行います。

##### ウ 歴史・文化をテーマにした講座等の開催

市民が気軽に参加できる歴史・文化をテーマとした講座等を企画し、開催します。また、小・中学校等への出前授業等を実施し、学習機会の充実を図ります。

##### エ 歴史・文化に関する情報の発信

ホームページ、ガイドブック及びSNS等を積極的に活用して、文化財に関する様々な情報を提供します。また、外国人観光客向けの多言語ホームページやパンフレット等の作成に努めます。

##### オ ICTを活用した利便性の向上

公共施設の入館料の支払方法としてQRコードを使ったキャッシュレス決済を導入し、来館者の利便性の向上や事務処理の効率化を図ります。

##### カ 施設間の連携

都城島津邸をはじめ、図書館、美術館、都城歴史資料館、高城郷土資料館、山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館等の施設間の連携を図り、市民や観光客が施設を周遊できる取組を行います。

## (2) 歴史・文化に関する資料の収集・調査研究

地域の歴史・文化に関する調査を進めて、必要な資料を収集・調査研究し、市民の共有財産として後世に伝えます。

### ア 資料の収集・調査

地域の歴史・文化を知る上で欠かすことのできない資料を収集し、適切な保存環境の下で保管します。また、現在は指定されていない文化財の情報収集に努め、指定基準を満たすものについては積極的に文化財指定に取り組めます。

### イ 調査研究の充実

収集した資料の調査研究を進め、それらの成果を展示や刊行物等で情報を提供します。

## (3) 歴史や文化遺産の保護・保存・活用

貴重な文化遺産を適切に保存し、地域の宝として継承・活用します。また、発掘調査で出土した資料を適切に収蔵・保管するとともに、広く公開・活用します。さらに、史跡を良好に保存・整備して、文化・観光のシンボルとしても活用方法を検討します。

### ア 指定文化財の保存と活用

修繕や修復の必要な個人が所有する指定文化財に対して、都城市文化財保護条例や都城市文化財保護関係補助金交付要綱の規定に従い補助を行います。また、所有者や地域住民等と協力して、指定文化財を歴史的資源として活用します。

### イ 埋蔵文化財の保護及び活用

市内の埋蔵文化財包蔵地に対する周知や情報提供を充実し、開発事業者との調整を図ります。また、発掘調査で出土した資料を一括集約でき、適切に管理する埋蔵文化財センター（仮称）整備を計画し、整備後は、発掘調査の成果を広く公開・活用します。

### ウ 史跡の整備と活用

市内に残る史跡を良好な状態で保存・整備し、見学者の利便性の更なる向上を図るため、説明板や標柱の整備に取り組めます。また、歴史公園として整備した国指定史跡大島畠田遺跡を広く市内外に周知し、歴史への造詣が深まるようにイベント等を開催し、活用を図ります。

### エ 収蔵資料の保存・修復

収蔵資料の適切な保存に努め、その状態を正確に把握しながら、展示などの活用方針に基づき計画的な修復に努めます。



国指定史跡大島畠田遺跡

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                      | 現状<br>(R 元年末) | 目標値<br>(R 8 年度末) | 指標の説明  |
|-------------------------|---------------|------------------|--|
| 都城島津邸の年間入場者             | 60,804 人      | 66,000 人         | 学びの機会の提供や収集した資料の活用を図るため、各施設の利用状況（入館者数及び各種講座の受講者数）を把握することが重要であることから指標として設定した。 |
| 歴史資料館の年間入館者             | 7,869 人       | 8,000 人          |  |
| 歴史・文化講座等の参加者数（都城島津邸）    | 202 人         | 250 人            |  |
| 体験学習会、歴史講演会等の参加者数（文化財課） | 8,172 人       | 9,100 人          |  |
| 文化財指定及び登録件数（累計）         | 123 件         | 129 件            | 地域の埋もれた文化財を市指定にすることにより、文化財の保護につながることから指標として設定した。                             |



## 施策の方向性6 コミュニティ・スクールの推進を図るとともに関係機関との連携を深めます。

### 施策1 地域とともにある学校づくりの推進

#### 1 主な取組

##### (1) 学校からの情報提供等の工夫・充実

地域住民や保護者に積極的に情報発信することにより、情報の共有化を図ります。また、地域住民から支援をいただくなど地域住民との連携・協働を推進します。

各学校はあらゆる機会を通して、地域や保護者と連携を図るとともに、ホームページや学校だより等により情報の共有化を図ります。

##### (2) 学校運営協議会の取組の充実

コミュニティ・スクールの核である学校運営協議会の活動の充実を図ることにより、学校運営の改善を図ります。

また、コミュニティ・スクールに必要なマネジメント強化を図るため、地域連携のためのコーディネート機能や、事務機能の強化等を促進します。さらに、放課後や休日の児童生徒の学びの場を設定するために、学校と地域が連携を強め、地域の人財や施設の活用を推進します。

###### ア 制度に対する理解の促進と評価の実施

学校の担当教職員や学校運営協議会委員を対象にした説明会や研修等を開催することで、学校や学校運営協議会委員の制度に対する理解を促します。また、学校運営協議会委員は、学校関係者評価委員会の委員も兼ねています。学校運営が学校から示された基本方針に沿って適切に行われているかを評価し、その改善策について協議を行います。

###### イ 市民の認知・理解度の向上

市の広報誌やホームページ等を使い、コミュニティ・スクールに対する市民の認知・理解度を向上させます。

###### ウ 放課後や休日の児童生徒の学びの場の設定

放課後等に行われる部活動において、地域の人財を活用したり、休日に児童生徒が主体的に学ぶことのできる場を地域の中に設定したりするなど、学校運営協議会を生かして地域の中に児童生徒の学びの場を確保できるように推進します。



学校運営協議会

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標                                     | 現状<br>(R元年末)                  | 目標値<br>(R8年度末)                 | 指標の説明  |
|--|-------------------------------|--------------------------------|--|
| 学校支援のための組織が整備され、児童生徒の教育支援がなされている学校数の割合 | 100%                          | 100%                           | 保護者や地域と連携して学校を支援し、地域とともにある学校づくりにつながることから指標として設定した。         |
| 月1回以上学校便りやホームページで学校の様子を定期的に発信している学校の割合 | 76%                           | 100%                           | 保護者が学校の様子を知ることで、学校・家庭の信頼関係の構築につながることから、指標として設定した。          |
| 放課後児童クラブの開設数及び放課後子ども教室の開設数             | 児童クラブ<br>70か所<br>子ども教室<br>9教室 | 児童クラブ<br>76か所<br>子ども教室<br>10教室 | 社会環境等の変化により、放課後や長期休業中の児童が安全に過ごせる居場所づくりが必要となることから指標として設定した。 |

## 施策2 家庭・学校・地域コミュニティ・高等教育機関が一体となって取り組む教育の推進

### 1 主な取組

#### (1) 教育に関する市民意識の醸成

「都城教育の日」の普及・啓発や教育に関する広報・情報提供等を通して、市民の理解と関心を深め、さらに、市民意識の醸成を図ります。

##### ア 「都城教育の日」の普及・啓発

平成27年度に設定した2月18日の「都城教育の日」を、広く市民に普及・啓発するため、2月を推進月間として定め、懸垂幕の設置や本市で開催する様々な行事におけるシンボルマークの活用等を通して啓発を行います。

また、社会教育団体等様々な機関や団体へも教育の日の理念の理解の浸透を図り、各団体での取組を推進します。

##### イ 教育委員会活動の情報発信

市教育委員会が行っている教育活動や施策等について情報提供を行います。毎月開催している定例教育委員会の開催日程や議事録を始め、教育委員の紹介及び教育委員の参加行事、研修等について、積極的にホームページに掲載し、教育委員の活動、教育施策について市民の理解を深めます。



【シンボルマークの概要】

「都城教育の日」を市民に啓発するため、平成27年度に公募し、282点の中から、決定しました。

3つの円は、それぞれ学校、家庭、地域を示し、それをつなぐことで、みんなが助け合うことを表しています。また、私たちの郷土に誇りを持つように、都城の象徴である霧島連山をデザイン化しています。

#### (2) 地域コミュニティとの連携

小中学校が、まちづくり協議会等と連携し、児童生徒や教職員に向け、地域の史跡めぐりや偉人の伝承活動を実施し、郷土に対する愛着と誇りを醸成するための学習を推進します。

#### (3) 高等教育機関との連携

高等教育機関の知見等を活かし、地域の子どもや指導者の人材育成、多様な学びの場の創出、地域社会の発展につながる施策の推進に努めます。

## 2 施策推進のための管理指標

| 指標       | 現状<br>(R元年末) | 目標値<br>(R8年度末) | 指標の説明   |
|----------|--------------|----------------|---|
| 教育の日の認知度 | 9%           | 80%            | 教育の日の認知度の向上が、教育に関する市民意識の醸成につながることから指標として設定した。 |

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

家庭・学校・地域、行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協力して計画を着実に実行します。

また、本計画は、教育分野だけでなく、子育て支援や福祉分野と深く関連する部分があり、関係部局と相互連携し、協力をしながら施策を推進します。

### 2 計画の進行管理

施策ごとの管理指標は計画の最終年度の目標値を設定しています。

この計画を効果的かつ着実に推進するためには、各施策に基づき実施した事業の点検と、結果のフィードバックが不可欠です。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年度、評価と進行管理を行います。その結果を速やかにホームページ上に公表するとともに、PDCAサイクルに基づく見直しを行います。

具体的には、管理指標の達成度及び計画に位置付けた事業及び単年度の重点事業について成果指標をとりまとめ、公表します。

事業実施後は、外部評価委員により成果指標の達成度を点検・評価し、その結果を公表します。

点検・評価の結果を受けて、主要事業、予算に反映させるよう見直しや改善方法の検討を行います。

